

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年6月23日（木曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時46分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 植田 光一 議 事 係 長 中川 真理		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総 務 部 長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 入江 卓司 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 有田 博</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 太田奈津美 男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p>		

	<p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫 次長兼政策企画課長 戸田 昭弘 政策企画課課長補佐 平田 政志 <small>政策企画課地方創生・デジタル化推進室長</small> 上田 貴洋 <small>政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長補佐</small> 上田 芳郎 秘書課長 山根康子郎 秘書課課長補佐 中川 直人 秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 城市 索 国際交流プラザ所長 平井 圭介 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史 情報政策課課長補佐 田渕 聡</p> <p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明 地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 北村 貴子 協働推進課参事 山根 優子</p> <p>【環境局】</p> <p>環境局長兼生活環境課長 国森加津恵</p> <p>【総合支所】</p> <p>福部町総合支所長 平戸伊寿美 福部町総合支所副支所長 森 昌彦 気高町総合支所長 中原 登 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所長 岡本 幸子 鹿野町総合支所副支所長 小林 克己</p> <p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>事務局長 馬場 睦雄 事務局次長 田渕 康修</p> <p>【市議会事務局】</p> <p>事務局長 保木本英明 事務局次長 植田 光一</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程であります。まず、総務部・危機管理部の議案審査、報告、請願・陳情審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部、各種委員会の順に進めてまいります。よろしく願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、乾総務部長に御挨拶をいただきました

と思います。はい、乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。総務部長、乾でございます。本日の総務企画委員会では、6月15日で議案説明をさせていただいた一般会計補正予算（第3号）をはじめ、5つの議案の審査をお願いをしたいと思います。しております。

また、追加提案させていただきました議案第109号一般会計補正予算（第4号）、これの御説明と審査もお願いをするところでございます。なお、この追加の補正予算の概略でございますけれども、補正額は全体で6億5,063万9,000円という規模になります。主な内容といたしましては、低所得世帯の生活を支えるための光熱費助成、経営に打撃を受けている中小事業者・交通事業者への事業継続への支援、また、畜産農家への飼料代の助成など、このたびの5月定例県議会、こちらで補正計上されたものに対する速やかな呼応という形で、追加の緊急対策を取らせていただいたところでございます。審議のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、報告のほうも、本日1件予定をさせていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

議案審査に早速入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。よろしいですか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 89号ですよ。

◆吉野恭介委員長 はい、89号です。

◆伊藤幾子副委員長 ですよ。すみません。事業別概要書の22ページの下段、受援計画策定事業費なんですけれども、この受援計画が対象とする期間を、まず教えていただけませんか。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。期間、受援計画の期間でございますが、期間としては、特に定まってるものではございません。発災後から復旧・復興期に係るまでの非常時優先業務、BCPの対象期間というようなことになろうかと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 よその自治体では、おおむね1か月間としたり、2か月間とするっていうようなことが、その受援計画のほうに書かれてあったりするんですよ、既につくられてるところ。だから、どれぐらいを目安にしてるのかなと思って聞きましたけど、一応、BCPの対象期間だということなわけですね。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。おっしゃるとおり、期間とし

ては、BCPと連動しておりますので、おおむね1か月ということになりますけど、段階としては、先ほど申しましたような段階までの受援計画ということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今年度策定されるわけですけれども、つくった後、この受援計画っていうのは、改定をする機会というものがあるのかどうか、あるのであれば、どういうふうにして変えていくものなのかお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。あらかじめ3年に1度とか、5年に1度とか、そういう想定はしておりませんが、社会状況や、鳥取市市役所、事業所としての体制ですとか、そういったものの状況の変化に応じて、BCPも変える必要がある。併せて、受援計画も連動して見直しをするというような状況がございましたら、その時々に応じて見直しをして、かけていきたいというように考えております。それに当たっては、このたびは委託業務ということで、まずベースになるものをつくりたいということでございますので、委託、業者に委託して、実施、策定しますが、見直しに当たっては、その規模ですとか、内容に応じて、危機管理課、危機管理部のほうで見直すというようなこともあり得ようかと思えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。受援計画に、受援シートっていう説明があって、何か業務ごとにつくっていくっていう説明があったんですけど、つくりました、つくりました。定期的な、その受援計画に基づく訓練だとか、研修だとか、他都市では、よく受援力っていう言葉使われてましたけど、その受援力を向上させる取組っていうのを、一応する考えでいるのかどうかお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。このたびの受援計画で、BCPと受援計画と、言えばセットになる計画ができますので、この災害時を想定して、それを運用するというような訓練は、訓練もしくは研修などで、実際のときを想定したものについては行っていきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。やっぱりつくった後の定期的な研修だとか、訓練っていうことで、それを通して、例えば受援シートだったかな、その見直しが必要な部分は手を入れていくみたいな、そういったことをちゃんと最初から位置づけてる自治体もあって、やっぱりそういう取組が、ちょっと先進的だっっちゃうような評価もあったりしてるので、やっぱりつくったものが本当に役に立つかどうかは、本当に防災訓練と一緒に、やっぱり実際に、研修なり、訓練みたいなことをやって変えていくということも必要だなと思えますので、そこはよろしく願いします。はい。

それと、最後1個。よその都道府県では、都道府県が、何、受援計画の指針みたいなものを持って、県内だったり、その自治体の受援計画をつくっていくのを後押しするような、こん

なふうにつくったらいよいよみたいなものを示してるところがあるんですけど、鳥取県には、そういうものがありますか。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。ちょっと確認できておりませんが、おっしゃるように、例えば、大阪府などでは、大阪府が大阪府内の市町村に向けた手引とございますか、そういったものをつくっておられるというようなことを聞いております。鳥取県については承知しておりませんで、ちょっと確認をしてみたいと思います。しばらくお時間頂ければと思います。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと県のホームページ見ても、ちょっとそういうの見当たらなかったもので、恐らくないんだろうと思っています。ていうことは、やっぱり鳥取市が先駆けてというか、先につくることになるのかなと思いますけれども、やっぱりこの受援計画っていうのは、やっぱり県との連携っていうか、それも恐らくあるのではなかろうかと、実際、災害起きたとき、やっぱりいろいろ県との連携も必要になってくる部分もあるんじゃないかなと思うと、県のところが計画がないんだったら、ちょっと後どうなるのかなっていう心配もあるし、もしもつくっとられるんだったら、何かそこで整合性が取れるような点も必要になってくるんじゃないのかなというふうに思いましたので、そのことは意見として言っておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。関連がありますか。

◆星見健蔵委員 いや、なしです。

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのほか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 事業別概要書 23 ページの上段ですね、消防団運営費であります。雨着の装備ということで、60 着分で 100 万の予算がつけられておるわけですが、書かれている状況を見れば、60 着をどのように配分されるのか、その辺のこの 60 着の根拠ですね、この点についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。このたび購入する 60 着につきましては、コミュニティ助成事業が採択されたということで、言えば、ちょっとそれに予算規模と購入着数っていうか、枚数を見て、60 着というようなことにしております。この配分につきましては、当初予算において、30 着余りぐらいのかわらば、雨衣ですね、を購入する予算も計上しておりますので、今回の補正分と合わせて、約 100 着程度になろうか、近くなるかと思いますが、これと併せて、各分団に、各分団の団員数に応じて、案分とございますか、応じた数を配分していきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 大体、考え方には、予算に対しての装備の考え方については、お聞きして分かったところですが、ただ、51 の分団があって、団員数が 1,354 人という大規模な数になるわけですね。これを年間に 100 着作ったって、13 年、14 年かかるですね、単純計算で。その辺のところは、やはり 13 年、14 年、そうなるというのと、また新調せんといけんようになると思うんだわ

な、13年も14年も着ておれば。だから、私は、もうどうでも必要な装備品であれば、もう少し予算化をして、3年、5年ぐらいで、もう行き渡るような格好のものにしていかんと、初めに配られた者は、また新たに更新せないけんというような、さらに、状況になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今後のやっぱり団員数分をそろえるような考え方で、どのような計画で装備を考えておられるのかということだけお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。かっぱにつきまして、基本的な装備と申しますか、服装、活動に当たっての装備ではございます。一人一人に配備できればそれはベストかもしれませんが、今の考え方としましては、例えば消防車、消防ポンプ自動車に乗車できる人員も大体ございますし、現場活動をする人員をある程度見越しまして、一人一人と申しますか、格納庫に配備するなどして、共用するような形で、現場活動に、各分団の活動に支障がない数量を配備していくように、今のところは考えておるところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。事業別概要書の22ページの上段、避難案内板等設置費、ちょっと危機管理のことばかりでありますけども、ちょっとお伺いしたいと思います。事業の目的及び効果のところ、表示板が未設置の避難場所への計画的な整備とあるわけでありますけども、多分、上の①の避難場所表示板のことを言われるんだろうと思うんですけども、大体危機管理の事業でありますから、優先順位からいったら、急ぐものであろうと思うわけですよね、災害っていうものは、いつ来るか分からないものでありますから。そういう中からいったときに、計画的な整備とありますけども、今回の整備でこれが完了するのか、まだまだ残る事業なのかお伺いをしたいのと。

それから、③の避難場所誘導標識でありますけども、これ、大体、私もあんまり目に、正直あんまり目にしたことがないというか、記憶に残ってないんですね。これ、大体、その避難場所の周辺何キロぐらいで設置されてるものなのか。あと、例えば、地区外の人とか県外の人とか、たまたまそのエリアにいて災害が起きた場合に、その誘導標識を確認をしながら避難場所にたどり着けるものなのかどうか、ちょっとその辺り教えていただけたらと思います。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。まず1点目のお尋ねでございますが、このたびの避難案内板、浸水表示板ですね、につきましては、今まで市としては、設置をしていないものでございました。新たにというところでございますが、これまで未設置の避難場所への計画的な整備を進めるとともにというような部分は、おっしゃるように、上のほうの①～③とかいうところでの設置がまだできていないところがあるという意味でございますが、これについては、まだもう少し未設置のところは残るということで、今後も、年を追って計画的に設置をしていきたいと考えておるところでございます。

2点目の避難、事業別概要の③、道路沿いに避難場所の方向を表示した避難場所誘導標識というものでございますが、特に何メートルという基準は持ち合わせておりませんが、多くの人々が往来する道路の、例えば交差点ですとか、そういった節目になるようなところで設置してい

るものでございます。この近くでいいますと、スーパーホテルのところの交差点に、明德小学校のグラウンドを誘導するような避難場所誘導標識を設置したりしております。おおむねあんまり遠くならないというようなことを考えれば、500メートル内外ぐらいでの設置になっているのが実態なのかなと思っております。細かい誘導が、全部が全部こう、それによって、正直できるところではございませんので、さっき言ったように、なるべく、避難場所としては、大きな小学校とか地区公民館とか、比較的大きな施設ということになるかと思っておりますので、それがたどり着けるような位置で設置するように努めているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。ちょっと、今回のちょっと事業とは別の部分になってしまって申し訳ございませんでした。どちらにしても、やはり、危機管理、災害に対応するものにつきましては、やっぱり優先順位とすれば優先度の高いものだと思いますので、計画的とは言いながら、できる限り速やかに、その辺りの事業は進めていただきたいというふうに思いますし、これに限ったことではありませんけども、やはり、これからもうデジタル化が、進展が非常にスピードが速い中で、この防災についても、デジタルを使っての何かあったときのその避難誘導にしても、例えば、スマホ等使えて誘導ができるような仕組みといいますか、そういうものも既にもうあるかと思っておりますし、そういうものも研究していただきながら、本当に安全に避難できるような仕組みづくりを、ぜひ、研究、また導入なりを検討していただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですね。はい。そのほか質疑はありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 事業別概要書の20ページの上段なんですけど、生活困窮者の自立支援事業費で、また、これ延長されるということで、本当に必要な方がおられる間は延長されればいいと思うんですが、一番下のところに、求職活動要件の緩和っていうふうに書かれてて、なぜちょっとこういうふうに緩和をされたのか、何かその背景が分かれば聞かせていただけませんか。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。求職要件の緩和につきましては、ハローワークへの相談が、従来ですと月2回が1回に、それ以外のそれぞれの方が御自身で活動される求職活動が、週1回が、これも月に1回にということで、大幅にこう緩和されてるような状況でございます。ちょっと全ての要因に当たるといった内容にならないとは思いますが、実態からも踏まえまして、この社協の貸付けを借りられてる方が、比較的自営業の方がたくさんいらっしゃるように実態がありまして、そうしますと、自営業の方ですと、何とか危機を乗り越えて、その事業を継続したいという前提があらわれて、収入を補完する意味で、アルバイト的なものを探されたりっていうようなケースが非常に多いんですが、そうすると、定職を求めての週1回の求職活動までなかなか至らなくて、それが要因になって、途中で辞退されたりというふうなケースも散見されましたので、全てで

はないでしょうが、そういったことも受けての緩和になってるのかなというふうに見ております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。こうやって要件が緩和されることで、これまでこう辞退に至ってたような、そういう状況の人が、活用、利用できるっていうふうにつながればいいなと思います。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。1点。事業別概要の18ページの上段の総合支所の整備事業費、国府総合支所の解体に関するものでありますけども、もともとは、建物は、解体条件付の売却の方向性を探るとして、令和2年にサウンディング調査を行ったということでありまして、条件的に厳しかったということで、鳥取市のほうで解体をしていくということになってるようなんですけども、解体そのものは令和5年度ということで説明いただきましたが、この調査のときに、例えば、その解体を、費用、これ、解体は鳥取市でやって、更地にしてとかいうようなことであれば、購入の例えば意思があるとか、何か、例えばそのときに、何か附属の意見といいいますか、解体までは難しいと、更地にしていただいたら、その後の用途的なことも考えて購入することができるのか、何かそういうようなものがあつたのかどうか。その解体後の方向性というのが、何か現時点で、何かあれば、あればいいです、うん。お聞きしたいなと。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活推進課、福井でございます。この旧国府総合支所の解体について、サウンディングを行ったのは資産活推進課で行いまして、そのときに対話をさせていただいたのが1者の不動産業者さんになりました。まず、解体、解体条件付の売却については、かなりハードルが高くて厳しいのではないのかなという御意見を頂いた中で、もし、解体して更地の状態であれば、ハウスメーカーさんなどが、造成で、もしかしたら買われる可能性もあるかもしれませんねという、そういう御回答は頂きました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。多少なりとも、そういう可能性、方向はあるんだろうなというところの中で、何とか市としても、あの辺り、活用の予定も特にないのであれば、しっかりと売却等する中で、財産減らしていくとかいうことで進めていただけたらと思います。はい、確認です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 事業別概要書19ページ下段の地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費、この予算額382万9,000円ということでありまして。住居確保給付金の支給額増、それから事務補助員の雇用という内容になっておりますが、こちらの予算に対する内訳についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 はい、川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。内訳は、支援金そのものが1,344万円となっております。それから、人件費相当

の経費が138万7,000円でございます。あと、その他、事務的な経費で23万4,000円となっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 ちょっと今の金額。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 大変失礼しました。先ほどの、その次の自立支援金のほうの内訳でございました。大変申し訳ございません。今御質問いただいているのは、住居確保給付金に関わるものでして、これについては、給付金が278万4,000円です。人件費が104万5,000円ですね、はい。これが内訳となります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 その住居確保給付金の278万4,000円ということですか。これは、ここに書かれている支給額の増というのは、総支給額のことでしょうか。これまで3万円支給、給付しとったのが4万円になったとか、そういう意味合いの増じゃなしに、総支給額が増えたという、総額のことですか、これ。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。給付金そのものの金額であるとか、そういったものは変更はございませんで、今回、申請の、特例措置の申請の期間が延長になったということで、そのことに関わる件数の増ということと、併せて、この住居確保給付金についても、求職要件が、先ほどの支援金と同様に緩和されておりますので、この緩和に基づいて、少し申請件数が増えてくるのではないかなというところを見込んだ数字になります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑ございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 21ページの女性応援つながりサポート事業費についてなんですけれども、昨日、本会議場での質疑があつて、いろいろ中身を聞かせていただいたんですけど、これ、地域女性活躍推進交付金を活用するというので、この交付金っていうのは、都道府県だったり、市町村だったり、そこに出される交付金ですよ。これを使って、委託事業としてやられるわけなんですけど、国の交付金の要綱では、とにかく実施主体は、あくまでも都道府県または市町村であると。だから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施することっていうふうに書かれてあるんですけど、その点について、どのように関わっていくとか、一緒にやっていくっていうか、そこをちょっと聞かせていただけますか。

◆吉野恭介委員長 池上課長。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。男女共同参画課の池上です。この事業ですけれども、昨日の質疑でもいろいろお答えさせていただいたところですが、実際には、委託内容を民間団体等に全て任せるのではなくて、本市のほうが、こういったことをしてほしいという、こころとからだをテーマにした講座の開催であるとか、健康問題について自由に話せるような場の提供であるとか、情報誌などの提供っていうことを要件、条件として、これは公募しております、

また、条件にはしておりませんが、鳥取大丸5階の輝なんせ鳥取を活用していただけるように、できればお願いをしたいと考えておりますし、実際、具体的に、民間団体等からの提案についても、私たちのほうが相談を受けながら、事業の実施を進めていきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。それで、この事業が終わった後、国に対して、何か報告書みたいなものを出さないといけないのかどうか、大体その用途はいつぐらいなのか、それを教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 池上課長。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。男女共同参画課の池上です。国のほうには、交付金を活用するので、必ず実績報告というものを提出する必要があります。事業としては、年度末、3月末までの予定でしておりますが、実際には、3月の早いうちに、その相手方、実際に決まれば、その方と相談をしながら報告書を出していただいて、年度末には、そういう報告書を国に提出できるような準備を進めたいとは考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 本当にコロナ禍で、いろんな女性の悩みだったり、こうなかなかつながりが持てないとか、そういったことが本当に表に出てくるようになったと思うんですね。だけど、まだまだやっぱり表に出せてない方たちもたくさんいらっしゃると思うので、やっぱりこういう今回の取組を1つのきっかけとして、本当にそこで新しいつながりだとか、居場所みたいなところを見つけることができる人が、本当に1人でも多くいてもらえたらなと思うので、やっぱりこういうことやりますよっていう、広報だとか周知だとか、あと、やった後のつながりを続けていくっていうような、必要な場合は支援にもつなげていくっていうようなことを、ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。債務負担行為なんですけど、事業別概要の79ページ、何かPFSを活用した施設維持管理に係る仕様見直しコンサルティングっていう、これは資料を見ても、ちょっとなかなかよく分からなくて、何度かちょっとお話を聞いたりしたんですけども、今日確認をしておきたいことは、これは債務負担行為なので、実際、仕様書の見直しをして、それに基づく入札をかけて経費が減額したと。だから、その事業者に対して、成功報酬を幾らか支払うということが出てくれば、予算で、補正予算とかでちゃんと上がってくるものですね。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。先ほど、伊藤議員さんが質問、言われたことなんですけれども、成果が出るようであると予想するのであれば、当初予算のほうで、また委託料ですかね、業務の達成に係る費用ということで、多分委託料になると思うんですけども、そちらのほうを、また計上させていただきますので、その際に、また御審議いただくような形になると思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。費用が発生するようであれば、そうやって当初予算に出てくると。それで、この事業っていうのは、今、市のほうがいろいろ委託をしている仕様書、それを見直すアドバイスみたいなものがあるということなんですけど、じゃあ、どういうふうにアドバイスがあって、こんなふうに仕様書を見直して、こういったふうに入札をするというような、その部分っていう、報告というか説明っていうか、それは、この議会にさせていただけるものなのかどうか、いきなり当初予算だけば一んと出てくるんじゃないかって、その途中の説明もあるのかどうか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。じゃあ、何を変えたかっていうことも御説明申し上げて、予算の御審議をしていただきたいと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 本当に、今日のこの事業別概要書だけ見ると、本当にさっぱり分からないっていうか、実際、これが効果が出るものなのか、出ないものなのか、一体どういったところを業者は見直そうとしてるのかとか、そんなこと全く分からないので、でも、債務負担行為だということで、本当に正式に予算が発生するとなれば、そうやって提案されるということで、今後チェックをする機会があるということで理解をしました。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。先ほど、伊藤副委員長さんのほうからお尋ねがあり、お答えをちょっと保留しておりました受援計画の件について、確認できましたのでお答えいたします。鳥取県のほうでは、受援計画につきましては、自衛隊と消防を受け入れるための受援計画は策定されておりますが、総合的な受援計画というのは、まだ策定されていないと。今後、策定を検討しているというようなことでございますので、県との、県が仮に受援計画を策定される場合は、鳥取市との受援計画の整合や調整は図っていく必要があるかと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。会派開政の加嶋です。賛成の立場で討論させていただきます。おおむね事業のことについては賛成をしたいのですが、定例会を、私、この任期中重ねてきたところで、予算書ですとか資料、あとは事業別概要書の中で、訂正が比較的多かったのかなというふうに思います。人間はミスをするものなので、そのミスを責めることはないんですけども、原因を議員の立場から考えたときに、今年は、前年に引き続いて、保健所への応援の体制っていうのが、臨時で毎月のように出ていることであったり、定数管理方針を下回っての新年度の

スタートというようなことがあったりして、もしかしたら、職員の方々に、それぞれ疲労であったり負担度が高まっているのではないのかなど。こういうときに、災害時に、せっかくBCPをつくって、各部署から応援して事業を続けていってなっていくと、現状では、短期的なものではできるかもしれませんが、中長期的なものになっていくと、それこそ議会どころではなくなってくるぐらいの負担がかかるのかなということが懸念されました。

今後、任せられる仕事は、もう外注をしていくなど考えられてることとは思いますが、議会のみならず、市役所の運営のほうに、改善といいますか、職員の方一人一人の負担が軽くなるようなことに意を用いられる時期かなと思って、その意見だけ討論とさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 賛成ですよね、の意見ということですね。はい。そのほか討論ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号鳥取市税条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第96号鳥取市税条例等の一部改正について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第96号鳥取市税条例等の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第104号工事請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第104号工事請負契約の締結についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第104号工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第107号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第107号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。討論なし認め、討論を終結します。

これより、議案第107号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。

議案第108号財産の取得について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第108号財産の取得についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第108号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第109号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、追加提案分に入ります。議案第109号です。議案第109号令和4年度鳥取市一般会計補正予算について、執行部より説明をお願いいたします。はい、河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをします。それでは、議案109号一般会計補正予算（第4号）の御説明をさせていただきます。資料につきましては、既にお配りをしておりますA4横の資料1の3です。こちら、6月の追加補正予算ということで、こちらに沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページを御覧ください。款国庫支出金、国庫補助金、目総務費国庫補助金でございます。補正額は5億912万3,000円ということでございます。こちら、先ほどの部長の挨拶にもありましたように、今回の原油・物価高騰、この対策と、緊急なコロナ対策、こういった事業を約21の事業、これをしっかりと充当させていただいて、事業の執行を図るということでございます。これによりまして、既に交付決定いただいております交付金を全て使わせていただいで、速やかな事業執行に努めたいと考えております。

続きまして、その下でございます。款・項・目、繰越金でございます。前年度繰越金、補正額が1億2,761万2,000円ということでございます。こちらは、このたびの補正第4号、6億5,063万9,000円、こちらの総額に必要となる一般財源を計上するものでございます。補正後額、現時点では13億2,859万1,000円でございます。9月議会のときに、この前年度繰越金は確定をいたします。現時点では、30億円弱ぐらいの繰越金になる予定ということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村です。では、引き続き、歳出のほうの説明をさせていただきます。資料は同じく資料1の3の3ページを、予算書は6月22日提出分の12ページと13ページ、事業別概要は追加補正予算の7ページになります。

市制施行記念式典費となります。内容ですが、鳥取市名誉市民に関する条例第7条の規定に基づきまして、姫路市長の清元秀泰氏に、鳥取市特別名誉市民の称号を贈呈するものでございます。補正額は33万円で、その内訳ですが、特別名誉市民章、メダルの作製に要する費用となります。本年5月に、深澤市長が姫路市を訪問した際、姫路市のほうから、深澤市長に対して、特別名誉市民の称号を贈られたことに対します返礼として、本年8月開催予定の鳥取しゃんしゅん祭に、清元市長が来訪される予定になっておりますので、それと併せて、名誉市民、特別名誉市民の称号を贈呈するものでございます。この特別名誉市民章ですが、本年2月議会で補正対応をいただきまして、議決いただいたドイツ・ハーナウ市のローゼマンさんに対してお贈りしたものと同様のものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。そうしましたら、歳出のほうで、特別名誉市民について質疑をいたします。特別名誉市民の方の顕彰状況というのは、ホームページのみなのか、何かものがつくられているのかお尋ねします。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 基本的には、ホームページのみになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第109号令和4年度鳥取市一般会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、報告事項に入りますが、議案審査のみの部署の方は、ここで御退席ください。

支払督促の申立てについて（説明・質疑）

- ◆吉野恭介委員長 はい。それでは、報告に入ります。支払い督促の申立てについてであります。
執行部より説明をお願いします。はい、池原課長。

○池原章博収納推進課長 はい。収納推進課、池原でございます。支払い督促の申立てについて御説明いたします。本案件ですが、住宅新築資金等貸付金の滞納者に対し、支払い督促の申立てを予定しております。債権額のほうが100万円を超えるという案件ですので、取扱いの内規により、事前に議会、委員会のほうへ報告させていただくものです。

対象となる案件は1件でして、借受人1名に対して行うもので、請求する金額は1,121万4,897円となっております。内訳としましては、住宅新築資金として577万77円、宅地取得資金のほうが544万4,820円となっております。

この借受人につきましてですけれども、分割での返済ということでお約束をいただいていたんですけども、その後連絡もなく、履行もされないということから、7月末をめぐりに、支払い督促を申し立てる予定としています。

住宅、この当貸付金につきましてですけれども、長期にわたり滞納が続いている案件とか、少額分納で完納が見込めない案件というのを中心に、当課のほうから順次催告書等を送付して、必要に応じて支払い督促等の裁判手続を実施して、債権回収を進めてきているところでございます。

今後につきましても、順次催告等も実施し、連絡のあった方に対しては、収支の状況等、生活の実態とか、しっかり聴き取った上で、返済の相談に応じる一方、連絡もなく、完納の見込みが立たないとか、納付約束を履行していただけないという場合につきましては、支払い督促等の法的手続を、今後も実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

- ◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。
本件について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。質疑なしと認めます。
それでは、請願・陳情審査に関連のない部署の方は、ここで御退席ください。

令和4年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、これより請願・陳情審査に入ります。

令和4年度請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、意見等を求めてまいります。前回の委員会で、伊藤副委員長のほうから、これまで出されていた請願内容と、8項ですかね、ナンバー8項の部分で、特に書きぶりが違うんじゃないかということで、紹介議員の秋山委員のほうに説明を求めるということがありました。歴史や背景を知って、我々審査するっていうことは、とても大事だと思いますので、これより、秋山委員より、提出のされた説明をしていただいた後に、意見を皆様から頂きたいと思います。

それでは、秋山委員、お願いいたします。

◆秋山智博委員 はい。請願者のほうに、内容について改めて確認をしましたところ、この自治体業務システムの標準化については、2025年、令和7年度までの完了が目指されており、自治体が困らないような支援策を求めるという点では、昨年と同じ内容のものです。特に、昨年場合は、デジタル庁が設置される前であったので、その時点で考えられる問題点とか、課題点ということで、何点か列記した内容としたものであると。

が、その後、昨年9月に、デジタル庁が設置をされたことと併せて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律も9月より施行をされて、特にその中の第8条で、地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならないと、このようにうたわれたことにより、昨年個々に挙げていたカスタマイズのことについては、取り上げることは困難な状況になったかなということで、今回は、昨年のように個々に挙げるのではなく、総合的に、これから生じてくるであろう様々な課題について対応をされたいということで、この表現には、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についてと、こういう総合的な網羅をしていく表現のほうがいいだろうということで、こういう内容にさせていただいたというふうな、ということでありましたので、実質は、昨年と同じ意味合いでお願いをしたいということでありました。よろしく御審議のほど、お願いします。

◆吉野恭介委員長 はい。説明を今、秋山委員のほうからいただきました。

皆様から御意見を頂戴したいと思います。質疑、御意見はございますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 提出されとる請願の内容を見る場合に、やはり、コロナのこの発生から、非常にもう地方の事業所であったり、当然、飲食・観光を含めたそういったものが、大きく経営が非常に難しくなって、それこそシャッターが下りるようなところ、廃業されるような店も出てきておる状況の中で、やはり地方の財政というのが非常に厳しい、特に鳥取なんかは人口も少ないですし、財政規模も小さいわけではありますが、そういった地方の財政に対する、国ができる限りの、やはり支援というものは、引き続き行っていただきたいということでもありますので、この内容を見る限りは、私は反対するものではないというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑、御意見ありますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。今、星見委員が述べられたことと同じであります。その8番のところに
ついては、先回、伊藤副委員長でしたかね、聞かれてたのは。それについての、今、秋山委員の
御回答もありましたし、昨年の方と、意味としては同じだということも説明をいただきました。
昨年、了としているってということもありまして、私も了としておりました。ですので、これで
問題ないのではないかなと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。秋山委員、ありがとうございます。分かりました。総合的に今回
は書いたので、昨年と中身は変わってないってことで、それで、それは分かりました。や
っぱりこの10項目あって、その8番目のこれが一体どういうことなのかなということだったの
で、先週聞かせていただいたんですけど、私も、やっぱり国が出すべきお金はちゃんと出さん
といかんという立場なので、やっぱり地方からこうやって声を上げていくことは、とっても大
事だと思いますので、疑問点を回答していただきましたので、私もこれでいいと思います。

それで、特に6番、会計年度任用職員、これについては、やっぱり本当に処遇を改善すると
いって導入された制度なんですけれども、ここにこうやって出てくるってことは、やっぱり処
遇がまだまだよろしくないってことだと思うんですね。だから、こういうことも含めて、
この意見書を上げることに、私も賛成です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、意見ありますか。はい。質疑なしということでございます。

討論に入りたいと思います。討論はございますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 賛成ということで討論をさせていただきます。この請願に書かれておるように、
特にこの地方の人口の減少問題、これはもう本当に、大変な重要な課題であります。それに伴
って、高齢化が進むということ、それから、子供が、出生率が大きく下がっておる、こうい
ったことを踏まえて、全世代型の社会保障の充実、それから、国が目指しておる、50年に脱炭素
を、ゼロを目指しとるわけですが、こういった環境問題、それから、今、世界に遅れておると
いうデジタル化の推進、もう全てにおいて重要不可欠なものばかりでありまして、そういった
部分に対する、国が、財政の少ない、特に地方の財政に対して、しっかりとした手厚い支援を
していただくことを求めておられますので、私は賛成の討論とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。今星見委員が言われたことと同じ内容ではありますけれども、この急激
な、本当に少子高齢化のことをはじめ、様々な課題に対応するためには、政府が地方に対して、
困っている事柄を支援をしていくということが、今とても重要なことでもありますので、今回の
意見書については賛成をとということで、皆様をお願いをしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、令和4年度請願第1号地方財政の充実・強化を、はい。強化を求める意見書の提
出を求める請願を採決します。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本請願は採択と決定いたしました。

それでは、意見書を求める請願でありますので、意見書については、この委員会の最後に、皆様に確認させてもらいたいと思います。委員長・副委員長で、事前に意見を整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。請願書に、参考ということで、地方財政の充実・強化を求める意見書のモデル案ということで提示がなされております、既に。このものでよろしいかどうか、御意見を頂きたいと思います。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。いいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか意見ありますか。意見なしということで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。

それでは、このモデル案ということで、意見書のほうを提出させてもらい、まとめたいと、もう一度最後に確認したいと思います。

令和4年陳情第8号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情 （質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、陳情第8号ですね。消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情について、質疑、御意見ございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。後半に回った陳情であります。伊藤副委員長のほうが質問されるからということで後半に回って、質問も聞かせていただきましたが、まず、インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出ということでありますが、インボイス制度の必要性と目的についてでありますけれども、2019年の10月に、消費税率引上げに併せまして、軽減税率が導入されました。消費税が10%と軽減税率8%の複数税率となったわけでありまして、その際、異なる税率が混在しても、正確な納税額が算出できること、また、仕入れや販売における不正やミスの防止が期待される方法として、このインボイス、適格請求書というものが、これを使ったインボイス制度、これを導入するということが決まったわけであります。

また、従来から、免税事業者というのがございまして、こちらにつきましては、消費税の納付義務がないということから、消費税の一部が納税されずに、そのまま合法的に事業者の利益になってしまうと。そういう益税の問題がありまして、長年、税の公平性に対する不信感の一因となっております。消費税は、消費者が負担する税でありますし、今まで益税として事業者の懐に入っていたものを、適切な納税に是正することが、このインボイス制度で可能となるということで、この導入というのは、今後、今申し上げました課題のところを解消する重要な役割を果たしていくものだというふうに思っております。

一方、この陳情書にも書いてありますけれども、インボイス制度の導入後、インボイスが発行できなくなる免税業者、こちらは、特に主たる取引形態がBツーBで行っておられる場合ですが、少なからずビジネスへの影響が考えられます。それもございまして、2023年10月の、来

年ですね、インボイス制度開始後、開始後の6年間、一定割合の仕入税額控除が受けられるような経過措置ってものが設けられております。影響につきましても、時間的に分散をするようなことで配慮されておりますので、私は、基本的には、やはり、課税事業者に変更されていくのがいいであろうというふうに考えております。

この取引慣行が変化をすることによって、影響が起こることは確かであろうと思いますが、どうしても必要な支援が出てくるという場合につきましては、新たな施策を検討するなどして対応していくのが、私はいいと思っております。複数税率への対応とか、長年の課題でありました消費税の益税問題の解消のために、インボイス制度は、私は予定どおり導入すべきだと思っております。この制度は、必ず私は必要だと思っております。どうしても支援が必要なものについては、別途、それを支援をする制度をもって対応すべきだというふうに思っております。以上、意見です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか意見ございますか、質疑。はい、砂田委員。

◆砂田典男委員長 私も、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。このインボイス制度は、令和5年10月から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入されるものであります。既に昨年10月より、登録が既に始まっていると思います。インボイスによって税額が明確になることや、中小企業者にとっても、適正な価格転嫁を行いやすくするといったメリットが期待されております。複数税率の下で、適正な課税を行うために必要な制度と考えています。また、国に納めるべき消費税が事業者の手元に残る、いわゆる益税を防ぐことにもなり、消費税が現在抱えている矛盾を解消される制度だと思っております。そして、なお取引の透明性を高めるため、公平・公正な制度となり、消費税に関する不正やミスを防ぐことにもつながると思います。

現在、免税業者もかなりの人数がいらっしゃるわけですが、これから商取引がどんどん盛んになっていった場合に、こういうインボイス制度に登録されていない業者の方は、どうしても商いの習慣の中ではじかれていくっていうのが、もう目に見えてますから、そういう方々も納税義務制度、納税者の登録をされて、そういう商いの中で公平に戦っていただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、意見はありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、このインボイス制度の実施中止については、反対の立場であります。といたしますが、払う消費税、受け取る消費税、それが、事業者には、それ2つあるわけですね。仕入れで仕入れたときには消費税を払い、販売したときには消費税が入ってくる、そういった仕組みが消費税であります。そういった中に、軽減税率とかが導入されて、複数の税率になっておるところであります。それが、やはり、食料品でも、加工されておれば10%なんですね。ところが、生鮮野菜なんかは8%ということで、農業者なんかからいえば、肥料とか、パックとか、出荷資材ですね、ビニールとか、そういった資材については、全て10%なんです。ところが、生産される、生産したときに入ってくる消費税は8%なんです。それで、私がかねて思っておるのが、こんなばかげたことがあるんかいやという思いが、私は農業者の立場であるわけですね。それが、業者なんか、生鮮野菜を市場から8%で仕入れて、それを加工して

出す場合には10%になるわけですね。だから、その辺のところは、8%で仕入れて8%で出す場合と、8%で仕入れて10%で出す場合、本当に複雑、本当に、こういった業者からいけば、何でこんな面倒くさいことをせないけんたいやって思われるというふうに思います。

それで、インボイスを発行するには、税務署への登録が必要となることや、複数税率によって、適用税率ごとの消費税額などの記載が必要となるため、経理に係る業務が増えるというように、一番ネックになるのかなというふうに思っておりますけれども、やはり、払った消費税、頂いた消費税、これが、やはり事業者から、きちんと明確に、正確に、税務署のほうに申告されるという義務を課すことが必要だというふうに思います。特に、飲食なんかもそうなんですけれども、飲食店に行きて、飲み食いをして帰るっていうときに、領収書を全て頂くっちゃうことも、なかなか少ないんですね、スーパーなんかの買物とは違って。だから、そういったところが、やはり明確になるということで、不正やミスを防ぐというようなことから、私は必要なことじゃないかなというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑、意見はございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この陳情には賛成なんですけれども、やっぱりインボイス制度っていうものは、益税ということが、何人かの方から免税事業者のことで言われたんですけども、その免税事業者という制度は、これ、ちゃんと国が決めてやられてきたことなんです。だから、それは別に間違ってることではなくて、それはちゃんと国が認めてやってきて、やってこられたことなので、やっぱりこれは、なくすことはよくないと思います。インボイス制度を導入することによって、なくなっていくという、なくされるということなので、決して、私は益税ではないと思います。

それで、財務省が、2019年の2月26日の議会の、国会の委員会の答弁で試算をされてるんですね。インボイス導入で新たに納税業者になる事業者の、だから、今、免税事業者ってことですよ。そこの平均年間課税売上げ、これが550万なんです。売上げですからね、売上げ、平均売上げが。平均課税売上げが550万。粗利を28%、粗利益率を28%としたら、大体粗利益は154万だと。10%の税率だったら、納税額は15万4,000円っていうことが、国会の委員会の中で、試算をされたことが話されてるわけですよ。それぐらいの額にしかならないような事業者たちなんですよ、今、免税店っていうのはね。そういうところからでも取ってやろうという、取る側の論理だと私は思ってますので、やっぱり圧倒的に、そういう小さいところが、本当にただ商売をするだけでなくって、地域の中で、本当にいろんな役割を果たしてるわけですよ、免税事業者の方々も、地域経済を回していくために、いろんな役割を。そういう中で、やっぱりそういったフリーランス含めて、そういった方たちの営業が潰されていくことにつながると思うので、私はやっぱりこの陳情は、ぜひ採択していただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、意見ありますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。会派開政の中で話し合っ、インボイス制度自体には、やはり疑問符が残るところではあるんですが、陳情書に求められる、中止すべくっていうところになってくると、今まで準備をされてきた企業であったり、個人の方はどうなのかなというところがありまして、ちょっと陳情は、中止を求める下で、延期ということではないというところで、

陳情には反対というようなところでは。

個人的なことを言えば、民主商工会の会長が出されてるっていうことなので、ある程度の声がかうなんだろうっていうこと、あと、全商連のホームページを見ても、同じようなことが書いてあって、確かに、今、石田委員が言われてたBツーBのほうでも変わっていくことがありますが、BツーCの個人のほうに対する負担のほうが大きいんだろうというところがあります。ただ、それは導入後、やはり何が問題なのか、その問題に対して解決策をしてあげたり、導入ができて、今まで以上の売上げができ、なおかつ納税にも資することで、国益に参加する国民を育てていくということも、政治・行政の役割ではないのかなというところでもあります。導入後、問題が起きれば、それに対処していく、総務省から各地方自治体にも、そういった申入れがあったとは思いますが、そこを見つめていくべきかなというところで、実施中止というところで、陳情書に反対というところになっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。私は、この15ページの参考としてあります、意見書案の中の真ん中から下のほうにうたわれている内容がもっともだと思いますので、この意見書案に賛成をするものですが、ここで表記してありますように、消費税の仕入れ税額控除の適用に当たっては、登録事業者が発行する適格請求書が必要となる場合があるため、未登録の事業者は取引を避けられかねず、一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなり、登録の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題があるということについて、もっともだなど、こう思うところでもありますので、この意見書案に、陳情については賛成したいなど、こう思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。それでは、質疑を終結して、討論に入りたいと思います。

討論はございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私は、この陳情に対して、反対の立場で討論させていただきます。先ほども意見で、あらかた述べさせていただきましたが、やはり消費税っていうものの性格を考えた場合に、やはり、この益税が発生するということは、やっぱりいかなものだろうかと思えます。先ほど、伊藤副委員長が、もともと国が認めて今日まで至ってることだというふうにおっしゃられていました。確かに、認めた状態で今日まで来て、決して、だからいいということには、私はならないと思っていて、これは、やっぱりどこかで解消すべきものだと思います。

最初3%で始まったときなんか、数兆円の益税が出てたと、簡易課税制度とか、そういうものも含めましたら。もうあまりにもそれが問題だということで、これまでに、もう何度も税制改正の中でそれが縮小されてきて、ようやく簡易課税制度も5,000万円までになり、免税店制度についても、つきましても1,000万円と、売上げ1,000万円というところまで来て、それでも、いまだに8%の消費税のときの時点でも、5,000億円近い益税が出てるということで、それだけ国の税収が目減りしてるっていう実態があるわけではありまして、それが、事業者の懐、免税事業者の懐に入っているということでもありますから、本来、消費税は国に納めるべきもので、

預かっているお金だというふうに理解しておりますので、きちっと納められるべきものだと思いますし、事業を行って以上、利益を出す努力は、当然それでやっていただいて、その中に、その商売の利益の中に、消費税っていうものを一緒にたにして考えてもらおうと、それはちょっといかがなものだろうかというふうに思うわけでありまして、それを、今回、このインボイス制度であれば、きちっとその辺りは管理できる。

もともと免税事業者っていうのも、消費税を請求できますのでね、それをやっていらっしやらないのでありまして。それが、なかなか今まではやりにくかった部分があったのだらうと思いますけども、インボイス制度を入れて、いわゆる発行できるようになったら、きちっとそこに書き込みができるわけですから、きちっと消費税の転嫁っていうのが、非常にやりやすくなるということでもありますから、逆に、ある程度、そういう面からいえば、非常に、これメリットだと思うわけですよ、事業者にとっても、いうこともありまして、意見でも言いました。それでも、なおかつ課題が出るようであれば、それは別の制度で、何らかの制度で支援をしていく必要があるかもしれませんけども、インボイス制度をなくして、今までどおりでいいということには、私はならないと思っておりますので、この制度は、やはりきちっと導入していくべきであると思っておりますので、長くなりましたが、この陳情につきましては反対、反対といたします。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この陳情に賛成です。本当に、この消費税、消費税がなければ、こういうこともないんですけども、消費税が導入されて30年以上たちますけれども、税率が上がってきました。このたび、本当に8%・10%っていう複数税率になって、インボイスが要るという話になりましたけど、でも、もともと昔から、インボイス制度の導入っていうのは、検討されてたっていうことも聞いてます。こうやって複数税率に対応できるような制度をつくれれば、どんどん複数税率ができて、消費税がどんどん増税されるということにつながっていくと思います。

それから、やっぱり小さな業者ほど、消費税が逆に転嫁できないっていうのは、身銭を切ってやっぱり販売をしているということなんですよ。消費税っていうのは、売上げにかかってくるから、値引きをした商品代の消費税は払わないといけないわけですよ、理屈で言えばね。やっぱりきちんと転嫁ができるにしても、それは売ったものの値段に対してなので、そもそもの値段をやっぱり値引きして売らなければならないというような状況がたくさんある小さなところは、本当に苦しくなると思います。本当に、このインボイス制度は業者を潰していく、いつだか、中小企業は半分でいいと、そういったようなことが出てきたこともありましたが、本当に中小零細業者を潰していくような制度になると思いますので、私は、この陳情に、ぜひとも賛成していただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 改めて、この陳情には反対ということで討論させていただきます。このインボイスによって、税額が明確になることや、中小事業者にとっても、適正な価格転嫁を行いやすくなるといったメリットが期待されておるところであります。また、全ての国民に10%の消費

税は義務づけられておる状況の中で、やはり国に納めるべき消費税が事業者の手元に残る、そういった益税というようなことを防ぐことや、取引の透明性を高めることで、公平・公正な制度となることが期待されております。

また、そういった中に、何といても、やはり消費税に関する不正やミスですね、こういったことが、防ぐことにもつながるとされておりました、私は、複数税率の下で、適正な課税を確保するということが、国は求めているところではあります、きちんと、私は、適正な税金を納めるということが重要なことじゃないかなというふうに思いますので、私は、これに対する陳情には反対ということで、討論とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。

それでは、これより、令和4年陳情第8号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本陳情の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。賛成少数ということで、本陳情は不採択と決定いたしました。

それでは、不採択理由を作成するに当たりまして、先ほど、今、討論で出ておりました税額の明確化であるとか、益税を適切な納税にするだとか、取引の公平・公正性だとかっていった辺りを整理して、委員長・副委員長で整理して、皆さんにお示ししたいと思います。この委員会の最後に確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

それでは、これで、総務部・危機管理部を終わります。執行部の皆さん、御退出ください。ありがとうございました。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、企画推進部に入ります。

まず初めに、高橋部長に御挨拶をいただきたいと思います。高橋企画推進部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。企画推進部長の高橋でございます。本日は、どうかよろしくお願いたします。議案につきましては、まず、議案第89号、一般会計の補正予算でございます。こちらは、先日の委員会で、内容について御説明をいたしておりますので、本日は、審査をよろしくお願いたします。

また、議案第109号、こちらは、昨日追加提案をさせていただきました一般会計の補正予算でございます。本日は、説明並びに審査ということで、よろしくお願いたします。

また、報告といたしまして、1件準備をさせていただいております。超高速情報通信基盤整備事業について、こちらの報告をさせていただきたいと思っております。

まず、追加提案につきましては、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を財源といたしまして、シティセールス推進事業費、また、ウクライナ避難民受入支援事業費として、総額で233万円の増額補正を計上いたしております。

また、報告につきましては、半導体不足によりまして、資材入荷が遅れているということで、

工事の遅延が発生しております。そちらについて御報告をさせていただきたいと思っております。

詳細につきまして、関係課長より説明いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、早速、議案審査に入りたいと思っております。審査に先立ちまして、申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第 89 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第 89 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 27 ページの上段の文化施設のあり方に関する検討事業費ってということで、これは一般質問でしたかね、本会議場でいろいろと御説明があったんですけど、すみません、もう一度、この委員の構成で、いろいろ分野の説明があったんですけども、ここには、公募という人は入らなくて、あくまでもそういった分野の専門、そういった分野の方たちで構成するということでしたでしょうか。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。現在想定しておりますのは、この委員会の構成メンバーとしては、まちづくり・文化・教育・経済・建築といった分野の方々に、公募委員さんを、現在のところ、2名を想定をしているところです。以上です。計 8名の想定をしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。まちづくり・教育・文化・経済・建築、5分野で、プラス2名の公募ってということで、どこか複数、複数の人が出てくる分野があるのでしょうか。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。委員の構成を全て申しますので、まちづくり・文化・教育・経済・建築、それから住民ということで、具体的には、自治連合会さんなりといったところですね。この6名に公募委員2名を加えた、計8名を想定しているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。それで、7月には委員を選定して、8月から4回、令和5年3月までには、方向性取りまとめというような説明だったと思うんですけども、こう、しょっぱなですね、一番最初のこの検討会に、何かしらの材料として示されるものは何なんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。現在想定をしていることとしては、御存じの、御承知のとおり、この3年ぐらい、内部の関係課なりで研究調査等を行ってきております。それによって、ある程度の材料、例えば現状課題であるとか、あるいは、市としての基本的な方

向性として考えられることとか、そういったことが材料としてはあります。それを、それを全て初回で、全てこう、どんと出すというイメージではなくて、一つ一つを材料として提示をさせていただいて、それを委員さんと一緒に議論をしていくというイメージで考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。いろんな分野の方が入って、また公募の方も入って、この間、庁内でいろいろ会議をされてきて、検討されてきたようなことも示しながらってということなので、本当にこう活発にいろいろ議論されればいいなあと思ってるんですね。だから、限られた回数なんですけれども、どうしてもね、限られた回数なんだけれども、そこで本当に、いろいろこう議論されて、取りまとめというか、何かしらの方向性が、本当に幅広い意見を取り入れながらできればいいなと思うので、その運営の仕方ってというか、何かそれが、やっぱり1つちょっと鍵になるところがあるんじゃないのかなも思ったりもしますので、タイトなスケジュールですけど、よろしくをお願いします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。事業別概要書 25 ページの上段です。ふるさと鳥取市・県外学生支援事業費なんですけれども、この事業なんですけれども、多分、以前、以前あったコロナ禍での県外学生の支援ということで、コロナよっての経済的な困窮等で、地元の産品を送って学生を支援しようということですね、あったと思うんですけれども、もう内容的には、ほぼ似たような内容だと思うんですけれども、今回の事業は、事業の目的・効果のところを見ますと、県外に出てる学生に対して、鳥取市への愛着の醸成につなげて、鳥取市への若者Uターンを促進させるということの意味合いの今回の事業だという目的になっておるんですけれども、先回のと今回は、全くもう、全く別のものであるのか、これが、この事業が。ちょっとその辺りがお伺いしたいのと。

実際、Uターン支援登録制度に登録してる県外学生ということで、一応 1,200 人を想定しとられるみたいですが、この送るときに、恐らく、この中にアンケートを入れられるのかな、入れられて、それを回収して、若者定住促進施策の反映に生かして、こうつなげていこうとされる事業なのかなというふうに思うわけにありますけれども、ちょっとこの事業が、実際、この目指しているところに、この目的と効果がこれで得られるのかどうか、ちょっと私、何かいま一つ、ちょっと実感がなくて、この事業が本当にそこにつながるのかなというのが。その辺り、この事業を進める上での考え方っていいですか、その辺をお聞かせいただきたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。まず1点目でございます。これまで行ってきたこの学生支援と、今回のこの学生支援、何が違うのかというようなことであつたかと思えます。これまで行ってきておりましたものは、新型コロナウイルス感染症の影響により、困窮している県外学生の生活支援というものが主の目的でございました。このたびは、主の目的といたしましては、若者の県外流出が続いておるという中で、県外学生の本市への愛着の醸成、鳥取市へのUターン促進、こういった鳥取市の特産物ですとか、農産物ですとか、そういったものをお届けすることによって、鳥取市を懐かしみ、思い出していただくというこ

とで、将来的な鳥取市への若者の定着、帰ってきていただいて、若者の定着を図っていただきたいというのが趣旨でございます。

それと、Uターン、次、アンケートを送ることでしたでしょうか。これにつきましては、実際に商品を送る生徒に、アンケートのほうを同封いたしまして、こういったことをやってどう感じられたか、ふるさと鳥取をどう感じられたか、そういったことを問うていきたいというふうに思っております。将来的に帰るつもりがあるのか、いや、実はそうではないのか、そういったこともお聴きして、将来的な若者のUターン、定住促進というものの考えるときの参考にさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。説明いただきましたが、やっぱりちょっとこの事業、本当で実態として、目指しとる目的といいますか、そういった効果が得られるのかなって、ちょっと多少疑問はないわけではありませんが、このUターン支援登録制度、今回その1,200人に、今回これを送付するということになっておるわけでありまして、このUターン支援登録制度、この1,200人という方というのは、この登録は、事前に、県外に例えば出るときに、何かそういう案内をしたりするのか、どういう、この学生、県外学生が、この支援制度に登録するきっかけといいますか、そういうのは、どういうきっかけで、この制度に登録をされるものなのか、この1,200人っていう方っていうのは。ちょっとその辺、教えていただけませんか。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。Uターン支援登録制度につきましては、鳥取市の移住・交流情報ガーデン、これ、永楽温泉町に設置しておりますけど、これを窓口を実施している事業でございます。将来、鳥取市へUターンを希望している方をサポートする制度ということでございます。ですので、鳥取を出られるときに登録とか、そういったことではないというふうに考えてはおります。

ただ、こういった制度を、例えば市報なり、ホームページなり、そういったことを通して、あるいは、これまでUターン、こういった制度を利用してきた人に、また再度案内したりして、口コミでの拡散ですとか、そういったことを狙って会員を増やしていけたらなど。あとは、家族からのお知らせですとか、そういったこともあるかと思えます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 すみません。学生さんは、この支援制度自体はどこで知るんでしょうか。どこで知って登録をされるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。やはり、こういった、例えば鳥取市内でおられる親御さん、そういった方が、そういった広報なりを見られて、県外に住まわれとる学生さん、自分の家族の学生さんですね、そういったことにお知らせをするといったようなことや、相談会というようなこともやっておるといふふうに聞いておりますので、そういった機会に情報提供していくということでございます。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 すみません。少し補足といいますか、追加ですけれども、このUターン支援登録制度、実は、登録者数はそんなに多くなくて、100～200の間、150切るくらいの登録者数です。我々は、若者定住というか、そういった事業というか、そういった取組も行わないといけないと思っていますので、この事業、類似の事業になりますけれども、昨年までの事業が非常に好評でしたので、そういったものを使って、若者定住に取り組むような方策ができないかということで、今回は、Uターン支援登録制度に登録された方を対象にすると。ですので、こういった物品の支援を行いますので、ぜひ登録してください、それで、登録していただいた方には、鳥取の企業のことであるとか、そういった情報をお出しすることができますので、そういったことにつなげていきたいということです。

それと、先ほどおっしゃってた、どう広報するのかということですが、昨年度までに、一度こちら、申し込まれた方、その方には、こういったことを今年もやりますよということで、お知らせをさせていただこうと思っております。その中で、今年度は、Uターン支援登録制度に登録をしていただきたいというふうな御案内をした上で、登録をしていただいて、こちらの制度を利用していただきたい。そうすることによって、鳥取市の就職の状況とかをお知らせする人数を増やしていくことにつなげていきたいということです。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりましたというか、じゃあ、ここに書いてあります1,200人というのは、今々登録が1,200人あるということではなくって、これから登録していただく方も見込んだ、既に登録されてる方が百、二百、何かいらっしゃるということで伺いましたけど、それも含めて、支援制度に登録していただくことを促して、それでもって発送をしていくという流れでよろしいですね。はい。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。おっしゃるとおりです。登録者数も少ないので、増やしていきたい、増やすことにつなげることにもなるのではないかと思います。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。正直、最初、僕、1,200人、結構いるなあと思ったんですよ。結構、これだけ登録しとる方がいらっしゃったら、結構、タマを打ったら、成果の出るのもあったりするのかなとか思ったりしたんですけども、そういうことで分かりました。これはこれでやっていただければいいと思いますが、ただ、効果を出すために、どっちかと言えば、このUターン支援登録制度、これにしっかりと、やっぱり登録をしていただく中で、そこできながりをつけて、そこからまたアクションを起こしていきなりということに力を入れていただけたらと思います。ただ、この5,000円の産品で帰ってこいって釣るのは、なかなか難しいと思いますのでね。そこから先の部分、登録していただいて、またアクションを起こすっていうことを頑張っていたいただきたいなと思います。はい、意見です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。26ページの下段の文化芸術のまちづくり推進事業費なんですけど、事業が2つあって、ちょっと予算の内訳を聞かせてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。内訳であります、2通りありますが、まず上の分ですね、芸術家バンクの登録している芸術家の方に学校に行ってもら分ですが、まず、芸術家に支払う謝金として75万円。単価としては、5万円掛ける15人分ということで想定しております。それから、この学校に行かれて、ワークショップなりをやった成果を発表するという場合については、委託料として20万円。これは、10万円掛ける2件を想定をして支援するというようにしております。

それから、下段の鳥の劇場に関する部分としては、鳥の劇場に支払う体験プログラム実施に係る委託料ということで50万円。これは、単価は、一応想定ですが、2,500円の200人分という想定です。それから、学校さんの取組として、やっぱりネックになるのが、生徒の送迎の部分ということで、この部分についても、鳥の劇場までの送迎バスの借り上げ料として、8台分、45万8,000円を計上させていただいております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 学校が鳥の劇場で体験する授業のほうなんですけど、これは、学校に手挙げをしてもらうのか、それとも、何かもう年度当初に、何かこんな文化的な、一応計画が立っている学校が具体的にあって、それでこういう予算になったのか、その点はどうですか。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。この事業については、この6月議会で承認をいただいた後に、改めて、各学校さんに、校長会とかを通じまして、こういった制度をつくりましたのでということで周知をさせていただこうと思っております。その中で手を挙げていただいて、後は、優先順位をその中で決めていきたいと。具体的には、これ以外にも、例えば芸術の出前講座とか、ほかの講座もありますし、あるいは芸術鑑賞教室、これは、首都圏なりからプロの方に来ていただいて、学校に行っていただく分ですが、こういったほかの事業との兼ね合いもありますので、その中で優先順位等を決めさせていただいて、随時実施をしていくということで、今のところ考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私、鳥の劇場で、子供たちがいろいろこう体験するというか、それは本当にいいことだなと思ったのが、関東におられる方が、元演劇をされてた人が、すごく鳥の劇場が有名だって言われたんですよね、その関東在住の方が。私、ちょっと正直驚きまして、えっ、そうなんだと思って。だから、本当に演劇をしてる人の中では、すごく有名だっていうので、それが、本当に身近でいろんな体験ができるっていうのは、本当に鳥取ならではだなと思ったので、ぜひ、活用をフルにできるように、ぜひ、周知、声かけお願いしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。1点、事業別概要24ページの下段ですけども、鳥取市・麒麟のまち圏域魅力発見支援事業費なんですけども、事業内容で、①、②とあるわけでありまして、麒麟のまち圏域へのを対象とした就職とか、定住とかいうことの中身になってるんですけども、

①のところには、市内の企業訪問に係る経費などと書いてありますけども、麒麟のまち圏域といえば、鳥取市以外の部分も圏域としてあるわけで、こちらのほうの企業の、例えば説明会なり何なりとかいうようなところの、市以外の部分のエリアのところに関する連携とか、その市町の連携とか、この事業で、その辺りの取組ってというのは、連携の部分ってというのは、どういうふうになっていくのか、ちょっとその辺を聞かせていただけませんか。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。この麒麟のまち圏域の魅力発見事業で、鳥取市以外のところでの、例えば活動ということですが、鳥取市以外の麒麟のまち、6町ほどあるわけですけれども、そこのいずれも対象としてやっていきたいというふうに考えておりますので、その大学なり、専門学校生などが、そちらの企業の、鳥取市以外の企業を呼んで説明会を開いたりですとか、講演会をしたりですとか、そういったような活動に対しても補助を出していきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。その場合ってというのは、鳥取市以外の、への、町、町のほうとの連携とかいうことは、必要にはならないんでしょうか。例えば、そこの企業と、直接、鳥取市がやり取りして云々ということととかいうことなんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。特に、行かれる町の役場とか、そういったところと連絡を取って調整したりということは、必要ではございません。はい。

◆石田憲太郎委員 はい、いいです。

◆吉野恭介委員長 はい、よろしいですか。はい。そのほか質疑はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 25ページの下段の市政広報費なんですけど、これ、3週間に1本動画を作成って書いてあるんですけど、大体、年度内に何本ぐらい作る、この予算で何本ぐらい作る予定なんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。秘書課広報室、松本です。今回補正で上げさせていただいている予算につきましては、この活動をするに当たって必要なカメラですとか、そういった撮影機材を上げさせていただいているものです。当初のほうでも、これまでも予算を計上させていただいてまして、これが全体の予算ではないんですけども、月に2回程度、動画をアップしております。でして、2月からスタートいたしましたので、現在8動画をアップしているところでして、明日、新しくもう一つ動画をアップする予定にしております。このペースで今年度進めたいと考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。既にもう動画が上げられてて、反応はどんな感じなんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。秘書課広報室、松本です。反応につきましては、やはり動画、

種類によっていろいろありますけれども、面白いというような反応をいただいたりですとかありますけれども、直接その声を届けていただけているわけではないですが、チャンネル登録者数も、少しずつですが、増えてまして、現在179名の方に登録していただいています。まずは登録していただいて、見ていただくというところで、ユーチューブのこのチャンネルのほうのアクセスのPRですとかしているところでした、どんどん皆さんに、登録していただいて見ていただける、そして、鳥取のことを知っていただいて、興味を持っていただけるというふうにやっっていこうと考えているところです。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっとこれ、そもそもになるんですけど、この特命係、特命のメンバーの人って、年度が明けると、人事異動とかで、そういう可能性がありますよね。やっぱりこの単年度、単年度の任命といたしますか、そういうことですか。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。秘書課広報室、松本です。はい。今のところ、単年度を考えておりますが、前年度にスタートいたしましたので、今のメンバーにつきましては、今年度いっぱいメンバーにいることになりまして、5月に異動がありましたけれども、替わらず続けていただいております。また来年度になりましたら、新しいメンバーを公募するか、予定ですけども、業務の支障にならない範囲での活動しております。ですので、ちょっと職員課のほうとの調整がありまして、やはり公募で職員さんに募集をかけるということが前提となっておりますので、毎年度新しいメンバー、全員が新しいメンバーになるかは、ちょっと分からないんですけども、はい、公募していきたいと考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 公募だったんですね。広報力を上げるっていうふうに書いてあるので、やっぱりいろんな人が本当に関わるっていうことが、全体的な広報力を高めることになると思いますので、分かりました。引き続き、頑張ってください。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで一旦、委員会、休憩に入りたいと思います。再開は1時10分です。はい。

午後0時3分 休憩

午後1時9分 再開

- ◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。追加提案分ということになります。はい、高橋部長。
- 高橋義幸企画推進部長 申し訳ございません。その前に、午前中、企画推進部の冒頭のところで、4月異動の国際交流プラザの所長、御挨拶する予定でしたけれども、間に合いませんでした。午後から出席しておりますので、異動の御挨拶をさせていただきたいと思います。
- ◆吉野恭介委員長 はい、どうぞ。
- 平井圭介国際交流プラザ所長 失礼します。国際交流プラザ所長の平井圭介です。前任の経済観光部では、大変お世話になりました。今度とも、引き続きよろしくお願いたします。

議案第109号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、追加提案分の審査に入ります。議案第109号令和4年度鳥取市一般会計補正予算について、執行部より説明をお願いいたします。
- ◆吉野恭介委員長 戸田次長。
- 戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。資料、まず1を御覧ください。一番下に、令和4年度6月追加補正予算と書いてある資料で、表裏1枚物でございます。その2ページ目を御覧ください。それと、予算書では13ページ、事業別概要は8ページの上段となります。
款総務費、項総務管理費、目企画費の総合企画費で、事業名は（シティセールス推進事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金））でございます。補正額は、158万円をお願いするもので、財源のうち、国・県支出金は、表題にございます国費126万4,000円でございます。これは、長引くコロナ禍で、各種イベントや学校行事等の休止・縮小が余儀なくされてきましたけれども、感染予防対策を徹底した上で、徐々にこれらの開催が再開され始めてきたところでございます。このような中、本事業は、市民が主体となり、市内で実施するイベントに、補助金を交付しようとするものでございます。
補助金交付には、3つの要件を設けました。1つは、コロナ感染予防対策の徹底。もう一つは、地域の魅力ある資源を活用すること。これは、例えば自然ですとか、歴史ですとか、食ですとか、そういったことを指す資源でございます。そして、もう一つが、市内外へ主催者において、このイベントの情報発信を行うこと。このいずれも満たし、実施されるイベントに対しまして、補助率は10分の10で上限は50万円とし、3団体に計150万円を補助しようとするものでございます。補助するイベントは公募しまして、審査会で決定します。この審査会開催に要する経費8万円も、併せて要求しております。イベントを通しまして、鳥取らしさの魅力発信に市民にも関わっていただくことで、市民のさらなる活力向上と、地域への愛着を増すことにつなげていきたいと考えております。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、その下です。同じく企画費の中の国際交流促進費、（ウクライナ避難民受入支援事業費）であります。補正額は75万円になります。これについては、昨日の質疑の中でも答弁等させていただいておりますが、重複するところもあると思いますが、改めて説明させていただきます。

国は、このたびのロシアによるウクライナ侵攻に伴いまして、ウクライナから日本に避難されている方々の受入れを進めています。県も、ウクライナから県内に避難される方々に対する新たな支援制度を構築するなど、受入れ体制の整備を進めているところです。こうした情勢を踏まえまして、本市としても、第11次総合計画で施策として掲げております、多文化共生のまちづくりの推進の一環として、県と協調し、ウクライナから避難された方々を支援をしようとするものです。

事業内容としては、まず、市営住宅の確保による住宅支援、あるいは、生活支援金の支給、あるいは、住民登録に関わる手続などへの支援、そして、日本語学習支援などを予定をしているところです。

このうち、このたびの補正予算では、避難をされた方々に対する生活支援金の支給に係る予算経費として、75万円を計上をさせていただいております。内訳としては、避難された方が賃貸住宅に入居の場合は、1世帯当たり30万、単身者については15万円とし、親類・知人宅などの場合は、1世帯当たり20万、単身者は10万円を支給としております。支援件数については、各1件を想定をしております。なお、積算の根拠、単価等については、県と同様の支給条件・金額としているところです。以上で説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。そうしたら、シティセールス推進事業費のほうですけども、このたびも10分の10という支給の仕方というところが気になってまして、十分こういうことをしてあげてというところは分かるんですけども、10分の5にして対象団体を増やすではなく、10分の10にして金額を集中させた、その経緯といたしますか、考え方をお尋ねします。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。コロナ禍におけるイベント開催ということもございまして、持ち出しをなくするよなという考えで、10分の10とさせていただきます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。反対するものでは決してございません。ただ、何といたしますか、10分の10となってくると、交付というよりかは、もう給付、補助に近くなってくるのかなと。予算活用の幅、事業内容の幅を持たせるためにも、今後10分の10という支給の仕方ではなく、10分の9なり、10分の8なりというようなことで、参加団体が増えるような施策も考えてみてはというところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、御意見ということで。次、ほかに。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。同じくシティセールス推進事業費ですけども、50万の3団体っていう

ふうにされた理由をお聞きしたいのと、この審査会で、イベント公募して審査会で決定するというですけれども、この審査会の審査委員はどういう方を想定しておられるのか、ちょっとお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。まず、審査会の委員でございませけれども、シティセールスを推進するに当たりまして、協議会、戦略推進会議というのを設けておりまして、そのうちのメンバーで委員長、副委員長、それに、さらに行政代表ということで、大体5名程度の審査会を考えておるところでございます。

3団体とした理由につきましては、少々お待ちくださいませ。3団体とした理由ですけれども、特に決めると、何かあって決めたというところではございません。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。約150万の予算でありますけれども、例えば、イベント3団体になってますけれども、1つの団体が、上限というか、50万も必要ないようなイベントだった場合、例えば、ここが予算内で、予算内で例えば4団体の事業が採択できそうだとか、そういうようなことも、もしかしたらあったりするのかなとは思ったりしますが、その辺りは柔軟に対応できるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 政策企画課、戸田です。応募状況を見まして、予算の範囲内で対応できるようでしたら、そういったような対応を図ってまいりたいと考えます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。せっかくこの予算を取っている中で、当然、皆さんが採択目指して応募されると思いますので、予算の中で、今言ったような形で、例えば4団体とかでも予算の範囲内で可能であれば、そういう柔軟な対応で実施していただきたいなと思います。はい。要望です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。次の事業でいいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい、どうぞ。

◆加嶋辰史委員 はい。ウクライナ避難民受入支援事業費について、お尋ねをいたします。協調する県の担当課がどこなのかということと、鳥取市において、文化交流課がこの所管をすることになった経緯についてお尋ねします。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。文化交流課、福山です。今の御質問にお答えします。経緯としては、このたびは、県に協調ということで言っておりますが、先行して、県のほうの動きがありまして、県のほうが、この6月議会で補正予算を含めて、このウクライナの方の支援へ取り組むということが打ち出されまして、その担当課が、県の交流推進課が担当をしておられたという流れから、交流担当課ということで、鳥取市においては文化交流課のほうに打診等がありまして、その後、県との協議についても、基本的には、市は文化交流課が窓

口となって、建築住宅課なり、関連する、あるいは市民課さんなり、関連するところとの連絡調整等を行っておったところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。質問を重ねます。事業内容の生活支援金の支給についてですが、市営住宅の目的としては、鳥取市に在住の方が対象で抽選を行う場合があったりはすることは存じております。その内容のところに、公営住宅等の場合というようなことも書いてありまして、これは、避難された方が選択をできるものなのか、鳥取市のほうがあっせんして、賃貸住宅、ないしは市営住宅を用意するというものなのか、その点、お聞かせください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。これについては、あくまでも本人さんの選択によるものとして考えております。ちなみに、今回の既に1名、環境大学に研究生という形で入られた方については、民間の賃貸住宅に入られて、入居をされておられます。ということで、市として、優先的に市営住宅なりをあっせんして、そちらに入っていただくということではなくて、あくまでも、本人さんの希望に沿った形での対応が基本になると考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。そうしましたら、もう一点、重ねます。もう賃貸住宅を借りられる場合と、友人・知人の住宅を住まう場合で、金額が変わってくるですけども、ここがその家賃分という見方なのか、なぜ、ここに差を設けられたのかお尋ねいたします。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。今の単価設定の違いについてなんですけれども、これについては、市として、明確にどういった積み上げ、積算根拠でこの単価が出ているということではありません。先ほど説明しましたように、今回の取組は、あくまでも鳥取県の取組に、市としても協調して支援に取り組むということにしております。その中で、県のほうも、この同じような生活支援に関わる生活支援金を支給ということで打ち出されたところです。市においても、この支援金の給付を検討するに当たりまして、基本的には、県とその支給条件とか、あるいは、その金額とか、差異があっせんしてはいけないのかなという考え方にに基づきまして、制度的には、県と全く同じという形に今回はさせていただいております。この単価設定については、今言いましたように、県のほうがこの単価を設定されておりました。恐らく加嶋議員さん言われるように、賃貸だと家賃がかかるとか、そういったことの配慮だと思いますが、県のほうに問合せをしましたところ、これについては、県のほうも明確な積算、積み上げがなくて、東日本大震災の折に、こういった支援金の制度を設けておられたと。そのときの単価設定を、今回準用してやっておられるということで伺っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。私も、そのウクライナ避難民受入支援事業費なんですけど、今回は

生活支援金の支給ということで、75万円なんですけど、そもそも、いろんな面で、いろんなサポートっていうのが考えられてると思うんですね。鳥取市は、多文化共生推進プランをつくられて、そこに生活支援っていうのもちゃんと位置づけられてて、いろんな面で、こんなことをしますよってありますよね。基本、それに基づいた対応に、まずなっていくのかどうか、その点お聞かせください。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。今の件ですけれども、先ほど少し述べましたが、今回補正予算で上げてるのは、この支援金の部分です。そのほかにも、伊藤議員さん言われましたように、例えば、日本語の習得のサポートとか、あるいは、日常生活で何か生活用品とか、そういったものに関して、リサイクル用品を提供するとか、そういった側面のサポート、あるいは情報提供ですね、例えば生活に関わる情報、もう簡単に言うと、ごみの出し方とか、いろんな生活、鳥取市で生活していただく上で、いろんな必要になること、それについてをサポートを全面していく予定にしまして、例えば、特に一番困るのが、多分語学の辺りだと思います。今回入っておられる方は、環境大学におられますので、環境大学さんのほうのサポートもありますが、こちらとしても、例えば国際交流プラザで今やっております日本語ボランティアによる支援とか、あるいは、にほんごカフェ、これは、日本語ボランティアというのは、1対1で、その方と、教えるほうと教えられるほうが1対1で、その方々の都合に合わせて日本語を学ぶという取組ですし、にほんごカフェなんかも、国籍にかかわらず集まってもらって、その中で話をしたり、簡単なゲームをしたりして交流していくというようなことでありますので、お金の部分以外のところで、一日でも早く、この鳥取市での生活になじんでいただけるというか、安心して暮らしていただけるようなサポートは、今後も引き続きやっていく予定にしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。今回、その支援金という予算で、これは、ウクライナから鳥取に避難されてきた方に特化した予算だなど、支援金だなど思ってるんですね。一般的に、外国の方が鳥取で生活されていく上で、いろいろ不便なこととか、そんなことは、プランに書いてあるように対応されていくとは思いますが、さっき、にほんごカフェと違って、そう言われたのも、これも、このウクライナの方に特化したような取組だという理解でいいですか。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。すみません。説明が少し不足しておりました。この日本語ボランティアなり、にほんごカフェというのは、これまでもずっと実施をしておる事業でありまして、ウクライナの方に限定というものではありません。先ほど言いました、生活用品の、リサイクル生活用品の提供とか、そういったことも、国際交流プラザを中心にこれまでやってきた、継続した取組です。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 じゃあ、最後ですけど、その支援金は、ウクライナの方に今回限定で特化されてるんだけど、それ以外の支援で、ウクライナの方っていうことで、何か特化した取組、

支援ってあるんでしょうか。そこがちょっと知りたくて。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。基本的には、この支援金が今回のウクライナの方に特化した取組で、それ以外は、従前の様々な多文化共生の取組の中で、支援をやっていくというスタンスです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。本当に、いろいろ関わっていく中で、いろいろ、もっとこうしたほうがいいな、ああしたほうがいいなっていうような課題や、そういったことが見つければ、きっと対応されると思いますので、そこはやっぱり柔軟に、本当に鳥取で住みよく暮らしていただけるように、御支援のほうよろしくお願いします。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。賛成の立場で討論させていただきます。事業について、2つの案件ではありますが、算定根拠がない、積算根拠がないというふうなことを示唆する言葉がありますと、なかなか賛同がしづらいところがあります。我々議会も、予算の説明責任を負うわけですので、執行部におかれては、物言いを鑑みていただきたいところを条件につけて、賛成とさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第109号令和4年度鳥取市一般会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

超高速情報通信基盤整備事業について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 次に、報告事項に入ります。超高速情報通信基盤整備事業についてであります。執行部より、説明をお願いします。はい、山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。超高速情報通信基盤整備事業の半導体不足に伴う影響につきまして、御報告のほうをさせていただきたいと思っております。説明資料のほうは、お手元の資料2のほうの2ページ目を御覧いただけたらと思っております。はい。では、御説明に入らせていただきます。

まず、1、概要でございます。世界的に発生している危機的な半導体不足によりまして、今、

進めております本事業におきまして、6月以降に発注した一部の機材、通信用光終端装置のD-ONUと呼ばれるものですが、こちら的大幅な納期遅延が発生する可能性があるというような連絡が入りました。このことによりまして、そのような事態になると、通信工事の工事が遅れてくるということが想定されますので、御報告をさせていただくものでございます。

このD-ONUという機械ですが、資料の右のほうの図を御覧いただけたらと思います。これ、このたびの工事は、各御家庭の中のテレビであったり、インターネットである機材を接続しようとする工事になっておりますけれども、この図でありますように、以前は、この電柱のほうから入ってきております線が、黒い線が入ってきているものを、このたび光ファイバーで、赤い線、赤い線を引っ張って行って、それぞれ、テレビとパソコンをつないでいくというような工事をさせていただくものですが、その中に、赤丸で囲っておりますD-ONUという機械、こちらのほうが不足する、遅延する機材でございまして、本日、ちょっと現物を用意しておりますけれども、こちらにありますような黒い弁箱大の機材ですが、こちらの部材が入ってこないという状況でございます。

具体的な影響範囲、2を飛ばして、3のほうになりますけれども、このたび、本年度につきましては、2つの事業が動いておりまして、まず、1つ目の令和4年事業ということで、これ気高北部におきまして、光化を進めておる工事になりますけれども、こちらにつきましては、影響の見込みですが、通信加入者、気高北部で、インターネットに加入していらっしゃる全ての方の設備が影響が出ると。これ約900件ぐらいではないかというふうに考えておるところでございます。こちらにつきましては、対応案といたしましては、こちらの部材が遅延したといたしましても、影響のない、例えば幹線工事であるとか、テレビ側の工事といったものは、これ予定どおり進めていくことは可能ですので、そちらは、予定どおりさせていただきたいと思っております。通信部分の工事につきましては、その後、この部材が入荷次第、実施していくという格好で考えております。これ、まだ入荷のめどが立っておりませんが、場合によっては、これ、次年度以降になるという可能性もございますので、そちらも視野に入れさせていただいております。

ただし、この通信ですが、今、既にお使いになっておられるこの環境は、まだそのまんま使える状況で残しておきますので、今現在お使いの部分に影響が出ると、今以上悪くなるということは、これございませんので、お伝えしておきたいと思っております。

あと、続きまして、今度、下のほうになりますが、これは、去年までやっておりました光化の工事の継続事業ということで、それ以外の光化を済ませた地域の各御家庭を接続する工事でございます。こちらにつきましては、今現在、もうこの4月から加入申込みといったものも進めておりまして、工事のほうを粛々と進めさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、影響範囲といたしましては、今注文をいただいている方につきましては、これは問題なく、工事は完了できるという見込みでございます。ただ、今在庫を切り出しているような状況でございますので、これが、今の申込み状況でいくと、もしかしたら9月以降の新規申込みというのは、ちょっと受け付けられなくなる可能性もあるというふうに聞いておりますので、その辺を考えておるところでございまして、一応8月頃ぐらいには、どのような状況

かというものは一応判断いたしまして、今後の対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

これらの影響ございますけれども、資料の2の部分になります。今現在、受注業者におかれましては、部材の調達というものに強化していただいておりますので、まだ確定をしているわけではございません。ですので、仮に、今現在はしばらくこの様子を注視していきたいと思っておりますけれども、このような状況が発生した場合には、このような対応で向かわせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですね。はい。じゃあ質疑はなしということで。高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。前回の委員会で、若干御質問いただいた点の御回答をさせていただきたいと思うんですけど、その前に、既に、先ほど採決はしていただいたんですけども、若干ちょっと説明を、補足説明をさせていただけたらと思いますけど、よろしいでしょうか。はい。

◆吉野恭介委員長 はい。部長、どうぞ。

○高橋義幸企画推進部長 はい。先ほどの事業別概要だと8ページのところになるんですけども、シティセールス推進事業費、事業が50万円の3団体ということでありました。ですけども、実は、これ、この事業に似た事業を、以前、政策企画課のほうで持っておりまして、これは、若者の定住につながるような事業で、市内で行うイベントで、若者定住につながるような事業、それに支援するというものがありまして、そちらが50万円の年間3団体というふうなことでやっておりました。年間大体その3団体の中で、大体対応できていたというふうなこともあって、そういったこともあって、ここは3団体とさせてもらっているという、そういったことを参考にしながら、3団体とさせてもらったというふうなことであります。

それと、その下のほうのウクライナの分なんですけれども、知人のところの額が少し低いというふうなことがあります。先ほど課長のほうが説明させてもらったように、県のほうからはっきりとしたお答えを頂いてるわけではありませんけれども、この支援金は、おいでになったときに、1回だけお支払いするというものです。これは、避難されてきて、着のみ着のまま来られて、当面住むところもない、布団もない、何もないというふうなところで、そのときに用立ててくださいという意味合いのものです。知人の家とかだと、そういったところは、ある程度確保できるからというふうな、そういったことがあってのこの額の差なのかなというふうな、私どもは理解をしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。補足ありがとうございました。続けて、執行部のほうから。はい、戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。前回、6月15日の委員会にて、

報告事項として、県・市政策連携懇談会の報告をさせていただきました。この中で、加嶋議員より、マイクログリッドの担当課がどこか等、数点の御質問を頂きましたが、その場でお答えすることができませんでしたので、本日、回答資料のほうを、この場でお配りさせていただきます。よろしいでしょうか。はい。

マイクログリッドの所管につきましては、経済観光部の経済・雇用戦略課でございまして、私ども政策企画課では、なかなかお答えできかねる部分もございまして、本日は資料配付のみとさせていただき、また資料を御覧いただきまして、何か御質問等ございましたら、経済観光部のほうへお問合せいただければというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。じゃあ、今、次長のほうから説明あったように、何かあれば経済観光部のほうにお問合せということで、お願いしたいと思います。

それでは、これで企画推進部を終わります。執行部の皆さん、御退出ください。ありがとうございました。

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、市民生活部に入ります。

まず初めに、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思えます。はい、鹿田市民生活部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長、鹿田哲生でございます。本日の委員会は、この委員会で提案しております議案第89号鳥取市一般会計補正予算など、3件でございます。この議案につきましては、先週でございます15日に、御説明、各担当よりさせていただきましたけども、御不明な点などお尋ねいただきますとともに、御意見など承ればというふうに思っております。御審議どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、早速議案審査に入ります。審査に先立ちまして、申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。事業別概要書75ページ上段、地域コミュニティ支援事業費です。この事業、宝くじの予算でということで、反対するものではないですけども、もともと何年ぐらい前から、この遊具といいますか、その整備の要望があったのか、新規に整備されるものが、そのうんていや木柱などあるのか、その2点お尋ねいたします。

◆吉野恭介委員長 はい、平戸福部町総合支所長。

○平戸伊寿美福部町総合支所長 はい。福部町総合支所の平戸です。まず、1点目の質問ですが、いつ要望があったのかということですが、これは、申請が前年の令和3年の10月頃になりますので、その辺りで相談があつて、前年要望、本年度の3月に採択されたということです。

2点目が、遊具等の整備があったかどうかですが、以前は、もともこの浜湯山自治会のほう公園がありまして、30年前に、遊具整備が行われてますが、この宝くじを使つての整備じゃなかったんで、このたびは30年でもう撤去するというので、新たな財源を探したところ、宝くじが有効だということで申請がなされて採択されて、このたび30年たった経過のうちで、新たに新設すると、更新するというような流れになっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。説明いただきまして、よく経緯が分かりました。意見として、パークPFIっていうようなものが全国的に展開されていて、そちらになると、国の財源が使えたりということ、昨日の跡地活用特別委員会のほうで説明を受けたりしました。その30年ほったらかしということではなくて、30年前設置したものを撤去をしないといけないということが、令和3年頃に出てきたとは思いますが、もしも、コミュニティ助成事業の選考に漏れてしまっても、有利財源を活用できる方法があるかもしれませんので、そういったところで、幅広く市民・住民の方に、公的資産が活用してもらえよう方法を検討されてみてはというところですか。以上、意見です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑、御意見ありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。事業別概要書の76ページ、地域おこし協力隊事業費で、ちょっとお伺いしたいんですけども、今回の事業が18万8,000円ということで、事業内容見ますと、鹿野地域の地域おこし協力隊の配置を考えておられて、おためし地域おこし協力隊制度を活用してということで、この希望者を、マッチングを行うための希望者の宿泊代及び受入れ団体の報奨金、募集旅費となっておりますが、一度希望者を宿泊してもらった後で、おためし地域協力隊っていうものにつながっていく、その前段の経費なのかっていうことが、まず1点お伺いしたいのと、それから、事業の経過及び背景のところ、空き家のことと、それから、もう一つは、河内果樹の里山プロジェクト、このプロジェクトの中で、後継者育成・商品開発・販売ネットワーク構築が、まだ十分に組み立てていないんだということがあって、この地域おこし協力隊の配置の検討に当たっては、この辺りのところを解決をしていただきたいがための協力隊配置を想定されていらっしゃるのか。もともとこれ、関係人口の増加の取組だったと思うんですけども、もう多分始められて、もうこれ六、七年になるのかな、これ、なるのかなと思いますけども、この辺りのまだ十分でなかった取組というところについて、どのように取組がこれまでなされてきていたのか、ちょっとその辺、お聞かせいただきたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 はい、岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい。鹿野町総合支所、岡本です。このたび、鹿野町総合支所で取り組みたいとしております地域おこし協力隊、これは、お試し事業ということで、本番の地域おこし協力隊の方へ来ていただく前に、地域とマッチングさせるために、2泊3日に来ていただいて、地域との関係性を築いてもらって、それでいいなあと思う方に来ていただきたいって思ってやる国の制度でございます。鹿野町総合支所が、今現在考えているところでは、その受入れ母体として、いんしゅう鹿野さん、こちらのほうにコーディネートしてもらおう形で、3名ほど来ていただきたいと考えております。その方の3名の中で、3名でお試ししていただい

た中の1人を、今度は本番に向かって入っていただくことを想定しております。

今回要求しておりますのは、このうち11万円少しの部分が、いんしゅう鹿野さんに、受け身の体制でも、とてもこの人がいいなって思う方をこう何か、受け身ではなかなかつかまえないかなというところで、東京ですとか、大阪ですとか、ああいう都市圏の移住定住フェアに行ってもらって、そこで呼びかけていただくための旅費が、約10万、11万ほどでございます。あと2泊3日、2泊代の宿賃を、6,500円ほどなんですけれども、1泊当たり、これも、いんしゅうさんの施設で泊まっていたとということで、予算計上させていただきました。あと、残った少しは、果樹の里山などでの加工品の作成ですとか、あと、ちょうどイチジクや柿や栗です、栗などの収穫時期にも当たりますし、こういうことをやって、お金を稼いでいますよ、こういう形で、こうまちづくりを進めてますよっていうことを教えていただくための報酬として、計上をさせていただきました。

関係人口の増加ということもあって、このたび募集をさせていただきたいと思ってるんですけども、これまでにうまくできていなかった部分というのは、特に、先ほどの果樹の里山につきましては、この河内集落、56%超だったかな、高齢化率が進んでおりまして、働いてらっしゃるメンバーさんも、本当のボランティア、少し報酬が出るくらいのボランティアで、それでも小さな経済圏を築こうと頑張らっしゃるところであります。そのような中に、若い人を取り込んで、入っていただいて、それを活性化させていただきたい、あわよくば、大学とも連携取ってますが、そのほかの都会の若い人を、関係ある人呼び込んでいただきたいというような思いもありまして、その事業をお願いすることと、あと、空き家につきましては、現在空き家たくさんあると思うんですが、どこも同じ悩みかと思うんですが、なかなか貸すことの承諾が取れなかったり、あと、連絡が取れなかったりっていうような状況があるのを、もう少し専任といいますか、踏み込んで事業を進めていただける方、その2つを行っていただく方を探したいと考えているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。本当で、正直非常に大事なことだと思っておりますし、ぜひ、強力に進めていただきたいなと思っておりますし、この果樹の里山についても、やっぱり関係人口の取組の中で、いい取組なさっていらっしゃるなと思っております。今言われたように、河内地区は、もう50%を超えるような高齢化率の中で、やっぱり後継者の部分というか、いうところの問題もあろうかと思いますが、やっぱり、その辺りもしっかりと各関係、大学等々も入っている中で取組の中で、やっぱり関係人口で、しっかりと地域を支えていくような取組というところの中では、本当にここで成功させて、例えば成功事例的なものにしていただきたいなという気持ちはありますのでね、しっかりと東京行って、その目にかなうようなやつをぐーっと引っ張ってきて、取組を進めていただきたいなというふうに思います。分かりました。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 事業別概要書の31ページなんですけど、環境基本計画事業推進費で、そのロードマップをつくるに当たって、業務委託をするっていうことで、ちょっと今年度のスケジ

ュールを、ちょっと教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。生活環境課、国森です。はい。スケジュールのお尋ねでした。今回この事業、承認いただきましたら、7月から9月にかけて、現状分析ですとか将来推計、再生可能エネルギーの賦存量等の調査、将来ビジョン及び脱炭素のシナリオ作成ですとか、あとプロジェクトチームの構築と、あと取組の検討を、大体9月から、7月から9月にかけて行いまして、10月から12月にかけては、具体的な取組内容について、プロジェクト会議で検討を進めてまいります。ロードマップの素案を12月までに作成をしまして、1月から3月は、具体的な取組内容等検討と、あと本部会議等でまた検討、横断的に検討を行いまして、最終的に本部へ報告をするというような流れで考えております。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この支援業務を受ける業者は、いつ選ぶんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。支援業務につきましては、今回、このロードマップ策定業務ですけども、速やかに、年度内に完成させたいという、取りまとめをしたいという思いがございます。そういった意味で、昨年ですね、第3期環境基本計画で、そういった時点はちょっと遡りますけど、そういった時点での推計ができてるところでして、そういった、本来でしたら、一定な公募期間を設けて募集するところですけども、本課としましては、そういった状況をつくり上げられました事業者さんのほうで、こう支援をいただけたらというふうには、今考えてるところでございます。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ということは、随意契約になるっていうふうに理解すればいいんですかね。

◆吉野恭介委員長 はい、国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。当課としては、そういった方向で進めたいと考えております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 その随契を考えとるっていうことなんですけど、専門的な知識を有する事業者っていうことで、他都市では、こういったロードマップをつくる、当然、委託をされてるわけなんですけど、その委託の条件として、何か管理技術者みたいな、そういう何か技術者を必ず置きなさいみたいなようなことを、条件としているところがあるんですけど、その第3期の計画の委託先の事業者っていうのは、何かそういうような技術者と言われるような人たちが、人が関わられたんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。前回の3期の計画は、プロポーザルを実施しまして選ばれた事業者さんですので、そういった計画につきましては、専門的な知識を有する事業者だと思っておりますし、そういった脱炭素のポテンシャル等ですので、CO₂の排出削減量等も、しっかりと計算された事業者ですので、そういった意味では、はい、大丈夫かと考えてお

ります。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。公募にかける場合、仕様書だとか、要求水準書だとか、募集要項だとか、公表されて、募集かけますよね。だから、どういった業務を委託しようとしてるのかっていうのが分かるわけですよね。随意契約の場合、それはどうなるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。お答えいたします。今回委託する内容について、7項目上げておりますけども、そういった7項目としましては、先回の委員会で説明いたしましたけども、現状分析ですとか、あと排出量の将来推計、再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量調査ですとか、将来ビジョン、脱炭素シナリオの作成というところと、あと、具体的な施策の検討ですので、それぞれ、こちらが、ある程度こういった内容については、しっかりとお願いをしたいと考えてるところです。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 随意契約ができるかどうかというのは、何か条件がやっぱりあるようなので、勝手にはできないと思うんですけど、随意契約が可能っていうことは、その要件が認められたってということなので、それは、結果として、おのずと出てくると思うんですけど、ただ、当然委託するわけだから、具体的に、こういうふうなことをお願いしますっていうことで、市のほうはお願いをするわけですけど、公募をするんだったら、ホームページとかにも、そういったものがぱーんと上がるので、私たち本当によく分かるわけですよね。あっ、こんなことで出されとるんだ、こういう中身を考えてるんだ、市のほうがね。だけど、この随意契約の場合、随意契約なので。だから、ちょっとやっぱり、前回委員会で説明はあったんだけど、もっと詳しく仕様書とかね、そういうところを書いて、やっぱり募集をかけてる自治体がありますので、やっぱりちょっとその情報は、議会のほうにこう出していただけたらと思います。でないと、でないと、本当に、やっぱり、より詳しく、どういったことを本当に業務委託しようとしてるのかっていうのを、この委員会としてもやっぱり知っておく必要はあるとは思っていますので、その点をお願いしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 御意見ありがとうございました。はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認めます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第101号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第101号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、委員の皆様、質疑、御意見ございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。1点だけ、申し訳ないです。前回説明を聞き漏らしたかと思えますけど、この農業集落排水施設の大きさというのが、どの程度の大きさなのか教えていただけますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明次長兼地域振興課長 はい。地域振興課、漆原でございます。この農業集落排水事業でございますけれども、2月のときに、辺地計画で上がった案件のほぼ同じようなものでございまして、農村整備事業で、東郷地区のほうを整備するものでございまして、あと、辺地債が使える部分は、この河内の集落部分でございます。東郷地区としては、全体が120.4ヘクタール、総事業費が8億9,000万のようです。担当課でないので、大変申し訳ございませんけれども、全体がそれぐらいの事業費ということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。これより、議案第101号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第107号専決処分事項報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第107号専決処分事項報告及び承認についてを審査いたします。委員の皆様、質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。はい。なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、終結いたします。

これより、議案第107号専決処分事項報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。

それでは、これで市民生活部を終わります。執行部の皆さん、御退出ください。ありがとうございました。

【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、選挙管理委員会・市議会の部に入ります。

まず初めに、馬場局長、保木本局長に御挨拶をいただきたいと思います。はい、馬場局長。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 はい。条例案2本出しておりますので、御審議のほど、よろしくをお願いします。

◆吉野恭介委員長 はい、保木本市議会事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 はい。市議会事務局です。皆様、お疲れのところ、お世話になります。審査のほうは、補正予算の関係で、議会中継への手話通訳への配置と字幕の表示の関係の予算計上でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、早速議案審査に入ります。審査に先立ちまして、申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にお願いします。執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。よろしいですか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。せっかくですから。ちょっとこれ、質問していいのかどうかちょっと分かりませんが、事業別概要74ページの議会中継・放映費なんですけども、9月から、本格導入に向けての予算ということで計上してあります。これについては、議会のことでありますので、もう重々中身については承知をしてるところでありますけども、それに向けての今回6月の定例会におきましては、もう本番と同じ形式での試行ということで、今まさに実施をされているところでありますけども、一般質問も、先般もう終わりましたし、もし、現時点で、関係者のほうから、2月のときの試行というのは、後でその画面を見てもらったというそういう試行がありましたけど、今回は、もう本番どおりのことでやっておりますので、実際に、実際の大きさの手話だったりとかいうような形で今回は実施されておりますもので、現時点で、もしか当事者の方とか、関係者の方から届いてる声があったら、聞かせていただくことはできますかね。

◆吉野恭介委員長 植田局次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。失礼いたします。はい。取りあえず現状の6月の試行につきましては、まだ最終日まで、手話・字幕の試行というのは続くという状況でございます。そ

れに伴いまして、手話通訳者さんの派遣も受け、これは、やる前にもう想定をしておった話ではあるんですけども、今回、特にお呼びして見ていただくという場面はなく、もう実戦さながらの試行ということになりますので、ほとんどの方は御自宅でのケーブルテレビの視聴、ないしはパソコンで字幕を实际見ていただくというような格好になります。なので、そういった実施をしますよというお話の伝達のほうも、これまでお世話になって、ヒアリングなんかにも御協力をいただいた団体さん、聾啞団体さんですとか、それから、聴覚障害者の協会さんですとか、それから、社協さん経由なんかでも、情報の拡散をさせていただいております。

なので、フィードバックを受ける場合、そちらの経路を通じて、実際どうであったのかっていうのを確認するという作業、ちょっと団体から所感をお聞きするというような格好になるかと思えますし、それから、当然手話通訳も、このたびも全日程入っていただいておりますので、作業の所感なんかについては、事業が終わった段階ではお聞きをすることになりますので、ちょっとまだ、今段階で、私どもの手元にちょっと集計の格好で入ってきてはいないのですが、はい、また、それにつきましては、本格に向けての動きということがございますので、その中で、また協議をさせていただきながら、本格に向けての準備としてさせていただければと思います。現時点では、ちょっと今、そんな状況でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。途中ではありますので、もし入ってたらということで聞かせていただきましたけども、今回のが、まさにもう本番に準じた形での実施でありますので、これについてどうだったかっていうのを御意見を頂く中で、今後、そこについて、どうしていくのかというようなところを、ここの議論が、まさに大事になってくるのかなというふうに思いますので、その辺りについては、この定例会済んだ後、当事者さん、関係団体の皆さん、御協力いただいて、何とかその辺の情報を吸い上げをしていただく中で、次につなげていく形を取っていく必要があるんだろうなと思えますし、それをやっていく必要があるというふうに思います。はい。意見です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、この件について、ちょっと前回説明を受けたんですけども、この633万7,000円、3つの、3件の事業に関わる経費であります。それで、前回説明を受けたときに、導入年度に関わる経費と、次年度以降に係る経費で、半分程度に費用がなるようなことを、ちょっと、ちらっと聞いたと思うんですけど、その辺、もう一度お願いします。

◆吉野恭介委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。そういたしますと、はい、御説明のとおり、事業説明の中で、3つの取組をさせていただくということで出させていただいております。1つ目が、ケーブルテレビに手話通訳を表示すること、もう一つが、インターネットに字幕を表示すること、もう一つが、傍聴席にモニターで字幕を表示することという3つの内容ということになります。

それぞれにつきまして、ケーブルテレビへの手話通訳表示につきましては249万8,000円、それから、インターネットの字幕表示については292万6,000円、それから、傍聴席へのモニター字幕表示については91万3,000円ということで、数字のほうの説明をさせていただきます

た。

このうち、ケーブルテレビへの手話通訳表示につきましては、実際の手話通訳さん、お越しいただく経費が、そのうち197万ということと、それから、撮影関係の一式で、残り52万8,000円ということになりますので、この辺りについては、継続をしても、人を来ていただく経費と放送していただく経費ということなので、継続してかかっていくということになってまいります。インターネットの字幕表示のほうなのですが、こちらのほうが、字幕変換の機器の導入の経費242万と、それから、ソフトウェアのライセンス料ということで50万6,000円、縮めて292万ということになるのですが、字幕変換の機器につきましては、これは、初期に導入を、最初段階で導入をすれば、もし、継続して使用する場合は、次年度以降はかからないということになります。傍聴席のモニターの字幕につきましても、モニターは、表示用のモニターを新たに備品として購入するのが38万5,000円上げさせていただいていますが、あと52万8,000円が、これもソフトウェアのライセンス料、年間ライセンス料ということになりますので、次年度以降につきましては、この備品購入費の部分と、それから字幕変換の機器、初期投資の部分が不要になりますので、縮めますと328万9,970円ということになります、ということになります。

なので、あいさという部分につきましては、字幕変換機器の242万、それから、モニターの38万5,000円が、次年度以降要らないという、内訳ということになります。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、終結いたします。

これより、議案第89号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第94号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第94号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について、委員の皆様、質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なし。はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第94号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第95号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について、委員の皆様、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第95号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで選挙管理委員会・市議会を終わります。ありがとうございました。

【その他】

意見書の提出について（質疑・確認）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、その他のほうに入ります。

まず、委員会提出議案の協議でございます。委員会で採択となりました令和4年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願の意見書案として、お手元に配付しておりますが、この意見書の案の内容について、委員の皆様から御意見はございますか。

はい。事務局さん確認します。モデル案、資料に、陳情書、請願書についていたモデル案、そのままといふことの理解でよろしいですか。

○中川真理市議会事務局議事係長 はい。そのとおりです。

◆吉野恭介委員長 はい。皆様どう、御意見ありますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 ちょっとすみません、事務局。このモデル案と、最初に、右側のもともとのその提案の趣旨でしたっけ、あそことの対比は、もう違うところは、全く、全く一緒でしたか。僕ちょっと見比べを、一字一句見比べを、ちょっとしてないもので。

◆吉野恭介委員長 はい、事務局。

○中川真理市議会事務局議事係長 今、確認いたしますので、少しお待ちいただけますか。はい。

お待たせいたしました。確認をいたしましたところ、提案のとおりの内容が意見書となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。確認をいただきました。皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのように。じゃあ、これを委員会提出議案として提出させていただきます。

続きまして、令和4年陳情第6号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情でございます。これについては、皆様のお手元に資料を配付させていただいております。この案について、御意見があればお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それじゃあ、これをこの委員会の提出議案として提出させていただきます。

請願・陳情の不採択理由の確認について（質疑・確認）

◆吉野恭介委員長 それでは、次に、令和4年請願第2号日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願についてであります。このように、まとめさせていただきました。読み上げさせていただきます。

現時点では、核廃絶に向けた現実的な取組を進めていくほうが有効であると考えためとさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、不採択理由として、この文言で報告させていただきます。

続きまして、陳情です。令和4年陳情第7号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情についてであります。読み上げます。

国防上の問題であり、国において判断されるべきものと考えため、並びに、普天間基地は、無条件撤去すべきものと考えためということ、不採択理由にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。両論、2つ併記しております。はい。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、これをこの委員会の不採択理由ということで報告させていただきます。

続きまして、令和4年陳情第8号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情についての不採択理由ということで、読み上げます。

インボイス制度は、適正な課税に必要であると考えためとさせていただきます。よろし

いでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。いいですか。はい。大きく、くくってあるかもしれませんが。はい。では、これで報告させていただきます。はい。

続きまして、令和4年陳情第10号中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出を求める陳情の不採択理由として、読み上げます。

趣旨に事実関係が確認できない内容があり、賛同できないと考えるためとさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。不採択理由、こういう意見が出たので、これでいいと思うんですけど、じゃあ、そもそも、事実関係が確認できない内容の陳情書を受け付けるというところが、議会としてどうなのかなっていうのはあるんですが、この陳情受付、議長が陳情を受け付けられたら、委員会としては、もう拒否はできないんですかね。ちょっと、その点、委員長に確認したいです。

◆吉野恭介委員長 はい。できないと理解しておりますが、事務局のほうで報告できますか。はい。中川さん。

○中川真理市議会事務局議事係長 はい。そちらにつきましては、議長で全て受付はさせていただいていますけれども、審議に向かないといえますか、内容が全くこう伝えられない趣旨のもの、審査ができない趣旨のものに関しては、議長止まりで、委員会のほうで審査いただく案件としては送っていない状況にあります。以上です。

◆吉野恭介委員長 議長止めになるものもあるという理解でしたかね。はい、中川さん。

○中川真理市議会事務局議事係長 はい。そのとおりです。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。もう最後にします。前回も、同様の陳情書が出てきて、文面審査で、性善説で出てきたものを審査するしかないところに当たって、委員からの意見で、事実が確認できない、議案審査ができないという発言が議事に残ってしましまして、なので、これで本当にいいのかなというところがあります。なので、これはちょっと議運の、議運にですかね、この6月定例会の総括として、会派として提出はさせていただこうとは思いますが、毎回こういった不採択理由が続くと、ちょっと、そもそも審査する時間をそこに割くのも、市民に対して申し訳ないのかなと思います。以上、意見です。失礼します。

◆吉野恭介委員長 そのほか皆さんのほうから、御意見がありますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、この陳情・請願っていうの、出され、提出されたものは、全てこちらで意見をまとめて提出していくということは、それなりに必要なことだとは思いますが、ただ、この県内の議会でも、米子市議会さんなんかは、県外からの陳情・請願を受け入れんとか、議会で決議をしておられるような議会もあるわけですよ。だから、どこまで、非常に多いと思うんですよ、県外がね、あちこちから入ってくる。だけど、それでも、やっぱり国民の、一国民として、やっぱり関わることは重要なというような内容のものであれば、やらあええと思うんですけども、やっぱり先ほど言われた、出された内容が確認できんとか、そういったものについて

てまで時間割くことが、必要なのかなっていうところはありますよね。

だけえ、それが議長権限で受け入れる、受け入れんっていうことが決めれるものなのか、その辺のところはね。だけえ、この委員会に提出された時点で、これは必要ないじゃないかというところでできれば、それにこしたことはないんですけども、その辺のところは、やっぱりちょっと問題になってくるのかなと思うんですけどね。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと、ちょっといいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今、鳥取市議会は、先ほど、これはっていうものは、もう議長止まりっていうことがありましたけど、基本、出されたものは、それぞれ振り分けて、審査の対象にしてるっていう状況なんだけど、私は、これはいい形だと思っててね、先ほど米子のこと言われましたけど、本当にもう県内の人からとか、市内の人からとかしか扱わないっていうのは、逆に狭めてると思うし、出すほうは出すほうで、請願権・陳情権ってやっぱりあるので、ただ、審査するとき、これはもう明らかにちょっとっていうのは、そんなに時間かからないですよ、審査するのにね、うん。そこは、本当に端的に審査していけばいいことだと思うので、何かこう間口を狭めるようなことっていうのは、ちょっとあまりよくないかなと。それで、その権限っていうか、その判断を議長に、まあまあ任せるとするか、求めるっていうのも、ちょっとそれはどうかなっていう気はするんですけどね、うん。それは、あくまで個人的な意見ですけどね、うん。やっぱり今、こういう形でやられてるのが、私は一番、よそに比べたら、本当に、逆に進んでる形が鳥取市議会かなと思います。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私も、今、伊藤副委員長がおっしゃられたように、請願も陳情も、提出するものは権利がありますので、出されたものは、基本的には、それはやっぱり受け付けなければならぬんだらうなっていうふうに思いますが、じゃあ、何でもかんでもっていうところになってくると、いかがなものかなとは思いますが、そういう中で、以前にも、多分これは議論があって、既にある事例ですね、お隣の町の、もう何十回わたって出てきてた陳情、陳情有りましたけども、もう、これについては、もういかがなものかというのが議会でも議論になって、これについては、受付はするけども、各党派も回覧で終わらせようと、済ませようというようにもなった経緯が、既に実際ありますので、それはもう議長判断でされてるっていうことがありますので、そういう判断も、どうしてもやっぱり必要な場合もあるだろうというふうには思いますが、基本的には、やっぱり受付はしっかりと、それ受け止める必要があるかというふうに思います。その上での判断としては、必ずしもその委員会にまで回す必要のない内容のものもあろうかと思えます。

また、あと、中身については、やっぱり基本的には、文面審査にならざるを得んだらうなど。もうそこの字面っちゅうか、表現されてる文章で、やっぱり判断する意外に判断のしようがありませんので、どうしても必要であれば、やっぱり参考人と呼んで、来ていただくとかいうようなことも可能でありますので、そういう手段を取る必要の場面もあるかも分かりませんが、基本的にはそういう考えだらうと思えます。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。事務局さん、請願・陳情を受け付けるルールっていうような、ルートっていうんですかね、そんなのって、どうなりましたっけ。副議長は入ってるんですか。議長だけの名前が今出ましたけど、石田副議長としても、一緒に何かその請願・陳情を受け付けるっていうところには、入ってるんですか。はい、事務局。

○中川真理市議会事務局議事係長 はい。基本的に、請願・陳情に関しては、市民の皆さんといえますか、国民の皆様といえますか、思っておられる御意見や要望を、市議会に対して文書で提出することができるという、広い間口になっておまして、鳥取市議会においては、基本的に、全て審査することを基本としております。先ほど、今、言いましたように、基本的には、全て受け付けて審査していただくことを基本としておりますので、通常、議長・副議長のほうに御相談する案件といえますか、止めるような案件は、通常行っておりません。ただし、先ほど言いました文章の内容で、その文面を見ても審査できないような状態の内容のものもないわけでは、過去に例として、ないわけではなくて、そういった場合のみ相談させていただくということにしておりますので、その点は、御承知おきいただければと思っております。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。もし、この委員会として、議運なりに諮っていただきたいっていうようなことであれば、そのような意見を出したいなと思って尋ねたんですけど、そこまでのことではないということで、皆さんよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

それで、これで、総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時46分 閉会

令和4年6月定例会 総務企画委員会

(議案審査、請願・陳情審査、報告)

日時：令和4年6月23日(木) 午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 89号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)【所管に属する部分】

議案第 96号 鳥取市税条例等の一部改正について

議案第 104号 工事請負契約の締結について

議案第 107号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

議案第 108号 財産の取得について

◎議案(追加提案)【説明・質疑・討論・採決】

議案第 109号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

◎報告

支払督促の申立てについて(収納推進課)

◎請願・陳情【質疑・討論・採決】

< 請願(新規) >

令和4年請願第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願

< 陳情(新規) >

令和4年陳情第 8号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を
求める陳情

↓裏面があります↓

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 89 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)【所管に属する部分】

◎議案(追加提案)【説明・質疑・討論・採決】

議案第 109 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 4 号)【所管に属する部分】

◎報告

超高速情報通信基盤整備事業について(情報政策課)

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 89 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)【所管に属する部分】

議案第 101 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 107 号 専決処分事項報告及び承認について【所管に属する部分】

選挙管理委員会 ・ 市議会

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 89 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)【所管に属する部分】

議案第 94 号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について

議案第 95 号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

その他

- ・意見書の提出について
- ・請願・陳情の不採択理由の確認について